

むつ市議会第205回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成22年9月6日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第44号 むつ市水道事業の設置等に関する条例
- 第2 議案第45号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第46号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第47号 財産の無償譲渡について
- 第5 議案第48号 財産の取得について
(老朽化した福祉バス2台を更新するためのもの)
- 第6 議案第49号 新たに生じた土地の確認について
- 第7 議案第50号 新たに生じた土地の町名について
- 第8 議案第51号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第9 議案第52号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第10 議案第53号 平成22年度むつ市一般会計補正予算
- 第11 議案第54号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第13 議案第56号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第57号 平成21年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第58号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第59号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第60号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第61号 平成21年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第62号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第63号 平成21年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第21 議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算
- 第22 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（30人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功弘
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修徳
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	佐々木	隆徳
27番	半田	義秋	28番	富岡	幸夫
29番	斉藤	孝昭	30番	村中	徹也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	総務部長	阿部	昇
総政理防 策調整 務部事災 監	岩崎	金蔵	会管総政理 出納室長	澤畑	正敏
財務部長	下山	益雄	財務部監 整	赤田	比等史
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	山本	伸一
選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光	監査委員 局長	石田	武男
農務委員 局長	吉田	薫	教育部長	佐藤	節雄

公企業局 大所 總政推 財政推 民政推 民副環課 建副土 總政企課 財管 建下課	營長 舎長 務部策監 部策監 部策監 部事策長 部事長 務部整長 部長 部道長	佐若伊奧奧山齊高吉杉	藤松藤川島田藤橋田山	純道清慎邦鐘聖正行	一通郎次郎一夫司聖正行
---	--	------------	------------	-----------	-------------

川内片舎 脇野舎 總政副總 財副財 民副國課 保福副介課 總政總總 總政防課 財稅 總政總主	舎長 沢長 務部事長 部事長 部事金長 健部事社長 務部課幹 務部策長 部長 務部課查	布片花石工岩野工畑澁	施山山野藤崎藤中田	恒俊了保男範初恒治剛	夫元春了保男範初恒治剛
---	--	------------	-----------	------------	-------------

事務局職員出席者

事務局長 總括主幹 主任主査	須濱石	藤田田	徹賢隆	哉一司	次總主	長主幹 主事	澤金井	谷澤向	松寿秀	夫々明
----------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----------	-----	-----	-----	-----

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は30人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第22 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第44号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第44号 むつ市水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 3点ほどお尋ねさせていただきます。

この統合というのは国のほうの方針といいますか、厚生労働省の方針でやらざるを得ないというふうな形のものなのかというのが1点目、2点目

が結局合併したところは簡易水道と普通の上水道というのがどっちもあるというふうなところがほとんどなので、結局合併したところは上水道のほうに簡易水道を全部統合しなければならないというふうになるものなのかどうか。また、私も余り詳しくはわかりませんが、簡易水道というのもそれなりにメリットがあって、やっぱり小さい集落とかそういうところは進めてきたのかなというふうに思うので、そういう意味ではメリットを生かすという意味で、地域によっては簡易水道というのもあっていいのかなというふうに思うので、そういう意味では残すということはできるものなのかどうか、この3点よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 統合は厚生労働省の方針であるかというふうなことでございますが、公営企業局としてお答えできるのは、簡易水道事業の統合は厚生労働省及び総務省の推進事業であるということであります。

また、合併したところはほとんど簡易水道を統合するということになるのかということですが、そんなに多くはないのではないかと考えております。統合の必要性、財政上の観点から、現状のまま継続せざるを得ない合併市町村も相当数あるものと推察しております。また、簡易水道統合整備事業の採択要件に適合しない市町村も多いものと考えられます。

最後の簡易水道として残すことはできるのかというお尋ねでございますが、簡易水道として残すことは可能であります。簡易水道として残すことによるメリットはないと考えます。統合整備によるメリットとして、簡易水道統合に係る国庫補助金交付の対象となること、老朽化施設の整備などによる安全で安定した水道水の確保、施設管理、危機管理及び経営基盤の安定化等が図られる観点から統合することといたしました。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 再度確認をさせていただきますが、結局簡易水道として残すということは、国とかの補助金とかというのは残して、例えば古くなって、また補修をするといった場合には、もう補助金というのがなくなるということで理解してよろしいのでしょうか。簡易水道として、もしむつ市がどこかの地域を残すと。そうすると、その簡易水道、修理する場合はもう補助金の対象にはならないということで簡易水道として残すのは、結局財政的な負担が多くなるので、無理だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 簡易水道だけの整備であれば国庫補助の対象とはなり得ません。上水道と統合するという条件のもとで簡易水道の整備が採択要件許可されてございます。合併当時の平成17年には、私どもも採択要件に合いませんでしたが、平成18年に5万人以上の給水人口というふうなことに改正されまして、私ども合併して5万人以上の給水人口になりましたので、ああ、これのできるなというふうなことが1つありました。

また、平成19年にも改正になりました。10キロ離れているところの簡易水道も統合できると、その場合も採択要件に入ると。川内の現在の浄水場から湯野川まで、あるいは脇野沢まで10キロ以上離れてございます。そういうふうなものを整備した場合も今回の採択要件改正によりまして、補助金を出せるよというふうなことのいろいろな要件が整いまして、今議会にご審議をお願いしているところでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第45号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第46号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

この条例は、第72条の5を第72条の4に改めるということですが、この第72条の5というのは大もとの国民健康保険法のほうであります。これはいつの改正でなくなったのかというのをちょっと確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 本年5月19日に国民健康保険法の一部改正が行われました。前条の第72条の4の規定に該当する事業が廃止となり削除さ

れ、第72条の5の規定が第72条の4に改められましたので、第72条の5の規定がなくなっております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第47号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第47号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第47号 財産の無償譲渡についてであります。これは、むつ湾フェリーに対しまして、平成20年度より、それまでの補助金の交付から資本金の出資に切りかえてきたものを、その平成20年度からの出資金に係る株券を同社に無償譲渡するということですが、まずこの補助金から資本金の出資に切りかえたその当時の経緯と、またその出資金に切りかえた後の3年間の支援効果というものはどのようなものがあったのか。また、現在の同社の経営状況というのはどういうふうになっているのか。

次に、株券3,031万4,000円を無償譲渡するということですが、この無償譲渡するということに対する市民への説明のほうはどのように果たしていくのか。

もう一つ、来年度以降のむつ湾フェリー株式会

社の経営自立化促進に向けた取り組みの説明というのは市のほうにどのような形でされているのか、3点お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） お答えをいたします。

まず、1点目の補助金から資本金の出資に切りかえた経緯等でございますが、補助金から資本金の出資に切りかえた経緯につきましては、平成20年3月のむつ市議会第195回定例会予算審査特別委員会においても説明をしておるところでございます。その部分とちょっと重複する部分がありますことをご了承いただきたいと存じます。

むつ湾フェリー株式会社に対しましては、平成19年度までは、今議員ご指摘のように、当該事業年度の欠損額とこれまでその段階で発生しておりました累積欠損金、いわゆる底だまりと称するものがございますが、これに対しまして、県と外ヶ浜町とともに補助金として支援をしてきたところでございますが、3者による欠損補助にも法人税等が課税をされまして、収支上の実益が効果的に上がらないと、そういった事情があったこと、また一方で同社が東北新幹線全線開業に向けて累積欠損金の一掃を図り、財務体質を強化して自治体からの支援を受けないと、そういう強い意思があったこと。そういう背景の中で同社及び県から協力依頼があったところであります。

その手法は、今申しましたように、これまでの支援スキームは変えずに補助金と同額、説明の便宜上簡略にいたしますが、例えば3年間で1,000万円補助するとした場合に、その同額1,000万円を出資金の方法に変更し、支援するというものでございまして、平成20年度から当初の経営改善計画にあります3カ年、すなわち本年度までの分で今までの3者が増資した出資金の分を全額減少すると、こういう手続でございます。市といたしましては、補助金と同額であること、当該会社の早期

再建が図られることなどを踏まえまして、県の指導のもと、県と外ヶ浜町と同一歩調をもって臨むということにいたしまして、今に至っているものでございます。

その効果、経営がどうなっているかということですが、経営再建を図るというその強い意思のもとに3者からの支援を受けながら、これまで増収策あるいは諸経費の削減等々、各種の経営改善に鋭意努めてきておりまして、改善状況も順調に推移し、計画が終了する平成22年度末における自立化への行程を着実に進んでいると、こういうふうに説明を受けているところでございます。

2点目の株券を無償譲渡することの市民への説明責任についてであります。平成20年度から22年度までのむつ湾フェリー株式会社に対する支援は、補助金を交付することと違い増資という支援のため、結果的に形として市が株券という財産を有することになったものであります。累積債務を解消し、自立化を達成するためには増資した分の株券を譲渡し、消却することが必然的に伴うものでありますことをご理解願いたいと思っております。

市民への説明責任についてであります。発生する株券の譲渡、そして消却が今言いましたように必然的に伴うという事柄の性質上、またそもそも市議会でのまさに審議のこのやりとり等で十分説明責任は満たされるものと考えますので、ご理解を願いたいと思っております。

3点目の来年度以降の自立促進に向けた取り組みについての説明でございますが、私ども県と外ヶ浜町、むつ市3者において、これまでのスキームが平成22年度、本年度をもって完了するというスキームでやってまいりましたので、今年度いっぱいまで当該会社の累積赤字は解消するというふうなことでございますので、黒字化が来年度以降は

図られていくと、このように受けとめておりまして、したがって当市としては本年度をもってこういう形での支援はしないと、また別な形も含めて支援は行わないということでございます。むつ湾フェリー株式会社にはさらなる経営改善に取り組んでいただき、安定経営による脇野沢と蟹田間の航路事業の維持、ひいては両半島の振興発展のために努めていただきたいと、このように期待をしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 今の説明の中にも一部ありましたけれども、譲渡の条件といたしましては、株式を消却して資本を減少するということになってありますが、この条件というのは、むつ市側から提案した条件なのかどうかをお聞きしたいと思います。減資ということですので、現状の財務内容、ちょっと私わからないのですが、債務超過で経営を立て直すためにも減資しかないのかなというふうにも感じておりますので、その点についてお答えを願いたいと思っております。

そしてまた、平成18年に営業譲渡いたしました生活を守るための佐井一青森間の離島航路とはちょっと違っていて、このむつ湾フェリーは、今部長おっしゃったように観光と、下北、津軽両半島の交流促進とか、そういうふうな部分での使命は十分理解できるのですが、やはり無償譲渡というのに少し私は疑問を感じております。この点について、無償譲渡ということ、再度市としてどういうふうな理解、判断をしたのかというのをもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

そして、このむつ湾フェリー株式会社のほうでは、今部長がおっしゃったとおりに、経営改善計画というのをホームページ上に載せて公表しております。現在の話ですと、着実に進んでいるということですが、示されておりますこの計

画どおり進んでいっているという理解でいいのか、そこを再度もう一回確認させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 議案にもありますような無償譲渡の条件という中に株券を消却するということが条件化されておりますが、これは当然平成20年度からのそういう手法に切りかえる際に当たって、当初から当該会社のほうからそういう手法で支援の方法を補助金から出資金に変えていただきたいと。当然それに伴ってこういうこととなりますので、後年度において、その株券の増資にかかわる株券に3カ年のトータルの株券を無償で譲渡いただき消却すると、この前提のもとに補助金から出資金に変えたということでございます。

議員ご高承のように、補助金ということは公益性にかんがみて財政支援することでございますから、それに対する対価は市のほうでいただくものでございませぬ。したがいまして、仮に先ほど便宜上、簡略な言い方を申し上げましたが、3年間で1,000万円補助するとすれば、補助金交付ということは払いっ放しでございます。それは、あくまでも公益性にかんがみでの措置、支援でございますので、その手法をただ単に会社のほうの経営上の有利性から出資金の方法でということに切りかえた、その形がこの株券が膨らむ結果になった次第でございます。それをある種、今その膨らんだ耳をそぐと、原状回復するということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、経営改善計画については、具体的に私ども今指標、計数を申し上げることはできませんが、平成21年度末の事業概況の報告の中では些少の額が累積として計上されていると、決算されているということでございますので、前段申し上げましたように、順調に推移し、本年度末をもっ

て累積赤字が解消されるということは間違いなからうかと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私も2点ほどお願いいたします。

今後の支援についてであります。赤字が今年度で解消するというので支援は必要はないであろうという説明であります。また例えばいろいろな事情があつて支援依頼が来たという場合には、むつ市はまたそういう場合支援をしていくのかどうかを、基本的なむつ市の立場というのをお聞きしたいなというふうに思います。

それとあと2点目ですが、6,628株、価格として3,031万4,000円ということで、これを全部無償譲渡するということですが、平成21年度の決算書の裏のほうに財産の一覧があるのですが、そこを見ますと、価格で3,738万2,000円というふうになっているので、この価格に差があるので、この差はどのようなわけなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） まず1点目の今後の支援ということでございますが、平成23年度以降の支援という意味かと思いますが、先ほど来中村議員にお答えしておりましたように、本年度をもって私ども、青森県と外ヶ浜町が協調した、いわば同一歩調をとった支援のスキームは完了しますので、ことしで終わりでございます。来年度以降というそういう選択肢は想定されておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の決算書の末尾のほうにあります計数と今無償譲渡する株数、それから株の価格についてのその差の意味でございますが、今の

議案に提示してございますのが平成20年度から平成22年度までの支援を行うこととしていた出資額分でございます。これを全額無償譲渡するわけでございますが、議員がお話しの計数は平成21年度末時点で7万4,764株、金額にして3,738万2,000円と確かになってございますが、今年度に入りまして、今年度分の出資がこれにプラスされるわけでございます。その平成22年度分として2万9,864株、金額にして1,493万2,000円を出資しておりまして、今無償譲渡の直前の3カ年度の累積額として、もともとの出資ベースと合わせますと10万4,628株、金額にして5,231万4,000円をむつ市が保有していることとなります。今回の無償譲渡によって出資に切りかえる前の持ち株数、すなわちもともとのベースが4万4,000株、金額にして2,200万円に戻るということとなりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 後半の株の件であります、ということは今持っている株を全部無償譲渡するということではないということですねということを再度確認させてもらって、またそれはなぜなのかなど。無償譲渡を全部してしまってもいいのではないのかなと逆にちょっと思いますので、そういうふうに残したというのはどういうわけなのかなというのをお聞きしたい。

それと、株の評価なのですが、この金額は取得価格の金額なのでしょう。それとも時価評価、今株がいっぱい上がったり下がったりしておりますもので、実際価格3,031万4,000円となっておりますが、これ実際の今の価格にしたらどのくらいの価値なのでしょう。そこのところをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） まず1点目のもともとの出資のものも含めて全部やったほうがいいのか

ではないかといった趣旨のご提案でございますが、先ほど来説明してございますように、あくまでも平成20年度から本年度平成22年度までの3カ年度の増資に係る、先ほど来補助金から出資にかえたということに伴う株券のふえた、膨らんだ部分を耳をそぐ、現状に戻すというルールでございますので、もともとの出資に係るものは手がつくわけではございません。なお、株券につきましては、1株500円という値でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 第1点として、平成20年度より補助金の交付から資本金の出資にかえた理由はいかなる理由によるものか。

第2点として、累積欠損は幾らあるのか。

それから、株式を消却して資本減少することがいかなる理由で累積欠損の解消につながるのか。

3点お願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 1点目の出資金にかえた理由は、繰り返しになりますが、補助金という方法論を会社のほうの効果的な累積赤字の解消を図るという点で出資金という方法で対応したということでございます。それによって早期な経営改善が図られるということに尽きるわけでございます。

それから、累積欠損額はちょっと今資料、計数、合計することはできませんが、平成21年度の前ほど触れました概況報告の中では、些少の赤字が出たということございまして、平成22年度、本年度をもってそれが順調に私どものこの措置を受けて解消されるということで説明を受けてございます。

それから、株式の譲渡によってなぜ経営改善が図られるかということでございますが、それは法人税など補助金という支援よりも出資金という性格柄、法人税等の兼ね合いで、より有利に収支の経営の改善に資するようやり方が実態的にできるといって説明を受けてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうすると、累積欠損との、資本減少というのはまだはっきりわからないのですけれども、その株式消却をして資本減少しますよね。その資本減少とその累積欠損というのは直接結びつくのかという疑問なのですけれども、その辺の説明をもう少し詳しく。

それから、今法人税というのが出ましたけれども、今回の無償譲渡については、では贈与税というのはかからないのですか。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの1点目のほうですけれども、出資金を株券ということで、それを無償譲渡して消却します。ということは、累積欠損を資本金の減少で吸収すると、こういう経営手法でございます。

それからもう一点、贈与税はかからないものと認識しております。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第48号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第48号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、老朽化した福祉バス2台を更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第48号 財産の取得についてであります。この福祉バス2台を購入することに関しましては、私といたしましては異論はございませんが、むつ市議会第201回定例会のときのハイブリッド車購入のときにも同様の議論をしたと思うのですが、今回もそのことでちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

今回の資料を見ますと、指名競争入札で24社を指名しております。そのうち棄権が6社、辞退が16社で応札が2社のみというふうになっております。指名競争入札でこのように棄権だとか辞退だとかがいっぱい出るというのは、入札としては個人といたしましては、ちょっといかがなものかというふうに思っております。仕様書の内容や同等品のほうを認めるなどしてもうちちょっとたくさん応札ができるような競争ができるように工夫とか改善とかするべきだと思うのですが、そのことについてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 福祉バスの購入についてのお尋ねについてお答えいたします。

福祉バスの購入に係る入札についてのお尋ねでございますけれども、本件の入札につきましては、自動車販売を希望いたします市内に本店または営業所等を有する24社を指名させていただいたところでございます。入札の結果、議員お話しのように応札が2社、辞退が16社、棄権が6社でありましたが、16社につきましては、自社または主要取引メーカーにおいて仕様書に該当する車両がない

ためという理由でございました。公用自動車の購入に係る入札につきましては、自動車販売を希望する業者へ広く受注の機会を与えるために市内の有資格者を指名いたしましたところでございます。今回の入札は、結果として2社の応札となったものであり、本件入札につきましては適正に執行されたものと、そういうふうにとめてございます。

本案件における仕様につきましては、全長9メートル以下で8列シートの35人乗り中型バスということで、利用者が乗りおりしやすいように入入り口下の部分に自動連動型のステップの取り付けを一部指定しておりますが、これは一般的な中型バスとしての仕様というふうになってございます。同等品を認めるということでございますけれども、私どもといたしましては、メーカーあるいはその車種というものを指定したわけではございませんで、あくまでも仕様書に沿ったバスの納入をお願いしたということでございますので、議員お尋ねの趣旨には該当しないものではないかというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 部長の説明は理解をいたします。そうしますと、今回のこの指名業者24社の中にはバスを取り扱っているところは2社しかないということなんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

もしそうなのであるならば、入札前にこのような状況が予想できるのであれば、指名は指名でいいと思うのですが、結果としてこういうふうな形で見せられると、私としては何か入札結果として格好のいいものではないように感じますので、もうちょっと工夫できるのではないかなというふうに思っております。そのことに関しましては、今ここで返事をどうのこうのということは求めませんが、結構この財産の取得に関しましては、

このような入札結果というのは間々見られますので、そういうふうなことも含めましての今後工夫、研究していただきたいということで今の質疑はとどめたいと思います。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 今のお尋ねは、2社しかないのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、広くその受注の機会を与えるということの趣旨で、自動車を取り扱いしております指名を希望している業者に広く案内を申し上げたと、こういうことでございまして、その受注を希望している業者が自動車の売買等の業種でございます。そこで、例えば当社ではバスを扱っているとか、あるいは当社では軽自動車しか扱っていないとか、我々そこまでは承知しておりませんので、あくまでもその自動車の販売というふうなことで案内を差し上げたということでございます。

議員のご指摘につきましては、これから入札制度をさまざま検討していく中で今後とも勉強させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） さきの定例会で納入時期は12月ごろと記憶していますが、その納入時期は変わりはないのでしょうか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） そのように計画してございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第49号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第49号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第50号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第50号 新たに生じた土地の町名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第51号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第51号

むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第52号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第52号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第52号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇議案第53号

○議長(村中徹也) 次は、日程第10 議案第53号平成22年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、23番浅利竹二郎議員。

○23番(浅利竹二郎) 補正予算書の10ページ、歳出第4款、第1項第1目保健衛生総務費の自殺対策緊急強化事業費、これについてお尋ねいたします。

まず、自殺者の実数、実態、それと年齢、男女別の傾向、自殺のわかっている範囲の主たる原因、これについてお尋ねいたします。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(鴨澤信幸) 浅利議員の自殺対策緊急強化事業費についてのお尋ねにお答えいたします。

警察庁の統計によりますと、平成21年中の全国の自殺者数は3万2,845人となっております。年齢別では50歳代が6,491人で全体の19.8%を占め、

次いで60歳代が5,958人で18.1%、40歳代が5,261人で16.0%、30歳代で4,794人、14.6%の順となっております。40歳代から60歳代で全体の53.9%を占めていることとなります。性別では、男性が2万3,472人で全体の71.5%を占めております。

自殺の主たる原因であります。原因、動機が明らかなもののうち、健康問題が最も多く、次いで経済、生活問題、家庭問題、勤務問題の順となっております。また、人口動態調査によりますと、むつ市の平成21年中の自殺者は25人となっております。年齢別では40歳代から60歳代が16人で全体の64%を占めており、性別では男性が16人で全体の64%を占めております。全国と同様、男性と中高年の比率が高い傾向にあります。なお、自殺の原因についてのデータは持ち合わせておりませんので、ご了承賜りたいと存じます。

○議長(村中徹也) 23番。

○23番(浅利竹二郎) むつ市の今強化事業として予算がついているのですけれども、今までもついていると思うのですが、具体的に今までどのような対策を講じてきたのか、そしてその効果があったのかどうかということがもし検証できているのであればお尋ねいたします。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(鴨澤信幸) お答えいたします。

これまで自殺の大きな要因であるうつ病の早期発見、早期治療につなぐために、電話や訪問による健康相談や健康教室等を実施しております。また、昨年度は国の自殺対策緊急強化対策交付金を活用して自殺予防に係る講演会の開催及びリーフレットの作成を実施しております。今年度は、パンフレット、キャッチフレーズの入った垂れ幕、ポケットティッシュ、風船等のPR用グッズの作成や講演会の開催等を実施する予定であります。

次に、対策の効果についてであります。効果

を検証する手法として、自殺者数が考えられます。むつ市の自殺者数は、平成20年22人、平成21年25人となっており、3人増加しておりますが、対策の効果がなかったとは言い切れませんが、昨今の厳しい雇用経済情勢等の影響があるものと推察しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

部長の説明に大体集約されている部分があるのですが、再度お尋ねいたします。

自殺に係る過程の大きな社会的要因、こういうのはどのようなものがあるかということをお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 自殺に対しては、個々で自殺に至る経緯や要因は異なるものの、先ほど述べました警察庁統計で自殺の主たる原因であります健康問題、経済生活問題、家庭問題、勤務問題等の要因が複雑に絡み合っており、心理的に追い込まれた結果、正常な判断ができずに自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） 12ページの10款教育費のむつ市教育振興会補助金について何点か質疑します。

まず、この予算案は教育振興会に常勤の理事長の報酬を補助するというものでありますが、今この時期に来て常勤の理事長が必要な理由。たしか副市長が理事長だと思っていたら、知らないうちに教育部長が理事長に変更になってしまっていて、議会には全然説明もないし、このタイミングでまた常勤の理事長が必要だというふうなことに

なりましたので、その理由をお知らせください。

2つ目は、この報酬を補助金として出さなければならない理由であります。人件費に対して補助金を出すというのは今まで聞いたことがないので、新しい考え方でこういうパターンでやるというふうな理由をまずはお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、教育振興会の現状について若干ご説明申し上げます。むつ市教育振興会には現在10人の理事、2人の監事、そして29人の職員がおられます。理事と監事は事務担当の常務理事を除きすべて非常勤、無報酬となっております。

常勤理事長が必要な理由というふうなことでございますけれども、公益法人制度改革によりまして、現在の法人は平成25年11月末までに公益財団法人か一般財団法人に移行しなければなりません。いずれに移行する場合でも、これは会社の定款に値するものなのでございますけれども、寄附行為と会計基準の変更、各種移行関係書類の整備等膨大な事務量が予想され、あわせて理事会等の開催による団体の意思決定、これが非常に多くなるというふうなことで、非常勤では処理し切れない事務量となるというふうなことでございます。

さらに、これまで理事長は市からの派遣というふうなことでございましたけれども、市の関与を見直しまして、教育振興会の独立性と設置者、設立者である市は監視機関であるというふうなことを明確にするというふうなことでございます。加えて今後の教育振興会の運営に当たりましては、団体としての意思決定の迅速化と即時性、運営基盤の安定化と経営基盤の強化を求められ、これには企業の経営に精通した方が必要であろうというふうな判断によるものでございます。

2点目の常勤理事長の報酬を補助金として行政負担する理由というふうなことでございますけれ

ども、むつ市教育振興会は、かつての民法34条に基づく公益法人として市の100%出資により設立されたものでございます。業務のすべてが市からの委託事業、それから指定管理事業となっておりまして、市が本来行うべき業務を市にかわって行うという極めて公共性の高い団体であります。加えて公益法人という性格から利益を追求しないという運営を行っておりまして、新たに常勤の理事長を置き報酬を支給することが財政的に極めて困難なことから、当分の間設立団体である市の支援による組織の強化を行いまして、公益法人制度改正への対応と法人運営の安定、そして経営基盤の強化を図るといふふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（斉藤孝昭） 今の部長の話の中では、教育振興会を民間にするための準備段階で理事長が必要なのだというふうな話であります。その理事長は教育部長で間違いありませんよね、今。そうですね。教育部長のほかに行政職の理事は何人いますか。その人たちの中で、今部長が話しされた一般の法人にするための作業はできないかと思ってたのか。それとプラスこの理事長が1人だけいると、今膨大な事務量と言いましたが、それができるのかどうかをお伺いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、行政職で理事に就任している人が何人いるのかというふうなことでございますけれども、理事には1人おります。私が理事長になっておりまして、そのほかに1人が理事に就任してございます。もう一人、監事に1人が就任してございます。計3名が業務に携わっているというふうなことです。先ほど議員から民間に移行するというふうなお話があったけれども、実質的には現在も一つの組織になっておりまして、移行するというふうなことではなく、

組織を変えていくというふうなことです。その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（斉藤孝昭） 理解できません。この教育振興会については、合併と同時に私がいろんな方面からいろんな話をしてきました。やってはいけないことをやっていたり、ちょっと言い過ぎればだめですよ。改善をしなければならない点がたくさんあったり、先ほど部長が、この教育振興会はむつ市の、行政のかわりになって施設運営、またはいろんな施策をするのだというふうな目的のためにむつ市が関与して進めていくのだという話をされましたので、当時は市長が理事長、それはやってはならないというふうな指摘をしたら、今度は副市長、そして今回は知らないうちに教育部長と、なぜか段階的にだんだん下に下がってきました。このたび報酬として補助金を出してまでも新しい理事長、専門職ですね、常勤と言いましたので、の方を入れないとだめだというふうな話の展開は納得することができません。本当にこの理事長がいれば、この教育振興会がいろんな仕事を多方面にわたってできるようになるのか。そして、先ほど部長が話しされた、すぐ一般の法人にはならないというふうな話でありましたが、だったら今この補正をかけてまで理事長をつくる必要がないと思いますけれども、そのところはどうかというふうに考えて今回の提案をしたのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、先ほど説明したとおり、区分を明確にする。これは、たびたび議会のほうからもご指摘を受けておりましたけれども、発注者と受注者が同じではないかというふうなご指摘を前々からいた

だいておりました。これを明確にするというふうなことで、あくまでもその企業の独立性を確保すると、そして市のほうはあくまでも監視機関であるという立場から、それを見ていくというふうな形になろうかと思えます。

理事長1人を雇って、その多忙な業務を処理できるのかというふうなご発言でございますけれども、これはあくまでもその教育振興会を改革していく一つの出発点であるというふうに認識しております。業務量をすべて把握していただきながら、要は業務の量の調整によりまして、人員の採用もあるでしょうし、削減もあるだろうというふうには考えておりますけれども、それをすべて新しい理事長にゆだねるというふうな形で独立性を確保していければというふうな思いでございます。

そのような意味で、今回なぜこの時期に補助金を出すかというふうなことでは、先ほど申しましたとおり、平成25年11月末までに、これは移行しなければ、いわゆる団体は解散になるわけなのです。この部分までにそういう道筋をつけたいということで、今回取り急ぎこういう補正予算という形で提出させていただいたというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） これでは齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番目時睦男議員。

○18番（目時睦男） 補正予算の歳出の第9款消防費の第1項、オフサイトセンターの建設事業費について何点かお尋ねをしたいと思います。

1つは、このオフサイトセンターの規模と、どのような機能を持つ施設なのか。それとこの施設の全体の面積はどれほどを予定しているのかお尋ねをしたいと思います。

2つ目が、この本体の工事の建設費は幾らを見込んでいるのか。また、完成後の維持管理費は、これまた幾らを見込んでいるのか。そして、これ

らの建築費、維持管理費の国と市の負担割合は幾らを想定しているのか。

それと、3点目でございますが、現在の本庁舎の開放エリアについては、まだ利用されていないスペースがあるわけでありまして、この部分と旧庁舎の北庁舎と東庁舎ですか、これについては今後建物を利用、活用していくと、このようなことで残していくというような考え方にあるわけですが、この旧庁舎の既存の建物を含めた、開放エリアと旧庁舎の建物を含めたオフサイトセンターへの活用という部分について、検討したのか否かをお聞きしたいと思います。

次に、歳出の第10款教育費の同僚議員の質疑とかわりない部分でお尋ねさせていただきたいわけですが、先ほどの部長からの説明でありますと、この教育振興会の独立性を備えていくと、こういう趣旨での答弁であったと理解をしていますが、そこで新たな専任の理事長については、現在の理事10名の中から理事長を選任するという考え方なのかということが1つであります。

2つ目は、先ほどの説明の中で現在の行政職の理事、監事を含めて3名という説明がありましたが、この独立性を追求していくというか、そういう面からしますと、今後市から派遣をしている理事、監事については介入をしていくと、このような考え方に立っているのかどうか。それと、この専任の理事長には、たしかこの教育振興会には給料表があるという理解をしているわけですが、この給料表を適用するということなのか。そして、それに関連しますが、月額幾らを予定しているのか。

以上の点について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず1点目の新たな理事長なのでございますけ

れども、これを今の理事の中から出すのかというふうなことについては理事会のほうで最終的には決めることとなります。ですから、どういう人材が適正かというふうなことは、理事会の中で協議をいたしまして、その中で決定をされるというふうな形になろうかと思えます。

2点目の市からの理事、監事の派遣をどうするのかというふうなお尋ねでございますけれども、基本的には独立性を考えるとというふうなことでございますから、この中に、執行役員の中に市の職員が入っているのは、これはまずいだろうというふうな形で、基本的には抜けるというふうな考え方をしております。

3つ目の給与表につきましては、給与表は、現在は職員の給与表がございます。それに理事長の部分というのはございません。ですから、新たに決定することになるわけでございますけれども、現在のところ市の補助金として考えておりますのは、月25万円というふうな形で考えてございます。現在補正予算で提出させていただいているのは10月から3カ月までの6カ月分というふうなことで、あと社会保険料等を加味して、その額になっているというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） オフサイトセンターにつきましてのお尋ねにお答えいたします。

まず第1点目のオフサイトセンターとはどのような施設であるか、規模、建設費につきましてですけれども、オフサイトセンターとは原子力災害の発生時には原子力事業者による応急対策、住民の安全の確保等さまざまな応急対策が必要であり、国、地方自治体、原子力事業者、専門家等関係者が一体となって対応する必要があります。このためには、これらの関係者が一堂に会し、情報

を共有しながら対策に当たることが非常に重要となっております。こうした原子力災害時における拠点となる施設が緊急事態応急対策拠点施設、すなわちオフサイトセンターです。

オフサイトセンターには、国の原子力防災専門官が駐在するとともに、原子力災害発生時には国、地方自治体、原子力事業者等で組織する原子力災害合同対策協議会が設置され、情報を共有しながら連携して迅速かつ確かな応急対策が行われます。また、オフサイトセンター内には大型映像装置を初め首相官邸や経済産業省の原子力安全・保安院とのテレビ会議システム、原子力事業所の状況や敷地周辺の環境情報を表示するシステム、原子力事業所の放出情報源、気象条件等をもとに事業所周辺の放射性物質の大気濃度や被曝線量等を予測する緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム等の設備が設置されます。

規模につきましては、これからの実施設計によりますけれども、参考までに平成20年6月時点で試算した規模は、総床面積が1,710平米程度、建設費につきましても、これは平成20年6月時点ですけれども、本体工事のみですけれども、約7億円というふうな試算をしております。ただし、この平成20年度からもう既に2年余りを経過しておりますので、当然のことながら物価等の変動により大きな変動があることが予想されます。

次に、完成後の維持管理、あるいは負担割合につきましてですけれども、これにつきましては、原則はオフサイトセンターは国の施設ですので、この部分につきましては国の負担、1階部分に予定しております市の防災施設にかかわるものにつきましては市の負担となっております。ただし、1階部分にエントランスホール、これは玄関部分ですけれども、あるいは1階の廊下、トイレ等につきましては供用施設でございますので、これらにつきましては、国との面積により案分で負担す

ることになります。

負担割合につきましては、先ほど申し上げましたとおり実施設計によりますけれども、これも平成20年時点での試算による面積では、国が7割、市が3割というふうになってございます。

次に、開放エリア、現庁舎の開放エリアと、あるいは旧市役所の活用を考慮しなかったのかというお尋ねでございますけれども、オフサイトセンターの指定要件の中に国、県等の各関係機関が一堂に会し応急対策を協議するための原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含めまして、床面積の合計が800平米以上であること、報道の用に供するために必要な広さの区画を敷地内またはその近傍に有していることという要件があることとあわせ、大自然災害が発生した場合、全国から多数の医療関係者、防災関係者、マスコミあるいはボランティアが集まることが予想されます。それらの受け入れのためのスペース、さらには関係者専用の駐車スペースが必要となること等のさまざまな状況を考慮した場合、開放エリアにオフサイトセンターを設置することは困難な状況にあります。

また、旧市役所の庁舎につきましては、現在の庁舎と距離的に離れておりまして、大災害が発生した場合、職員が分散して対応に当たることになります。災害対応に支障を来すこととあわせ、災害時には市役所との連携が必要不可欠であることから、できるだけ市の庁舎の近隣に建設することが重要であるという考えのもとに旧庁舎のオフサイトセンターとしての利活用は考慮しませんでした。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（目時睦男） 先ほどの説明の中で維持管理費の部分についてどのぐらい見込んでいるかという部分については答弁ありませんでしたから、後

で含めて答弁をお願いしたいと思います。

それで、先ほどの説明の中で、この開放エリアの空きスペースの活用という部分については、機能上無理だという、簡単に言うとそういう答弁がありました。実は、現在の本庁舎移転のためのこれまでの議論の中で、現在の庁舎については地盤は耐震上問題ないのだと、こういうことで、逆に言うと、旧庁舎については防災拠点ということから見た場合に耐震上問題があるから移転をせざるを得ないのだと、こういう説明であったわけでありまして。そういうことから、現庁舎の部分については市民生活の安全を確保するための防災拠点として十二分に活用できる建物だと、このようなことで本庁舎の移転がされたという認識を私はしているわけでありまして、置かれている本市の財政状況を考えたときに、できるだけ市の財政負担を抑えると、このような立場に立つ必要があるのではないかと。そういう面では、実は東通村のオフサイトセンター、先般見学をさせていただいて説明を受けてきたわけでありまして、あそこの施設も今防災調整監おっしゃったような機能の施設、建物であります。そういう状況の中で私は、先ほど言ったようなことを含めたときに、この開放エリアの部分については十分に活用可能ではないのかと、このようにも思うわけでありまして、その辺について具体的にどういう点から活用は無理だということか、再度具体的な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） お答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたけれども、このオフサイトセンターあるいは市の庁舎、これらの連携を保たないと、例えば単独でオフサイトセンターの中で市の防災対策を講ずる、あるいは市庁舎

の中、これは議員お話しのように、移転の際には防災拠点施設としては位置づけられておりましたけれども、實際上、その拠点となるのは約300平米部分の会議室、大会議室ですけれども、この現状を見ますと、会議室としての使用頻度が非常に高くなっております。また、全国で現在発生している大災害の状況を見ますと、やはり情報機器等が完備されました災害対策本部室がぜひ必要だということになります。それと、先ほど申しました全国から集まる関係者等の連携を考えた場合、単独の庁舎ということではなくて、単独といいますか、オフサイトセンター、それから市役所庁舎それぞれということではなくて、ぜひとも2つの施設が必要だということで提案しております。

維持管理費は、このお尋ねに関しましては、前のむつ市議会第200回定例会でしたかでお尋ねがございまして、全国の平均を見ますと大体4,000万円程度というふうなものが出ていますのですけれども、私どもが今考えておりますオフサイトセンターの規模は全国的にも非常に小さいほうの部類の施設でありまして、できるだけ少ない経費で賄いたいとは考えておりますけれども、ただ全国のオフサイトセンターとちょっと違うところは、市の防災拠点施設が入るということで、これは災害担当課も入ることになりますので、その分の維持管理費がかかることにはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（目時睦男） 最後、もう一度確認をさせていただきたいわけですが、本庁舎を移転する際に、本庁舎は防災拠点を備えた施設でなければならない。ということは、原子力災害に対応する以外の防災の拠点にはなるけれども、原子力災害等々の部分については、この現庁舎については防災の拠点にはそぐわないということなのでしょうか、再度お聞きをします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 決してそういうふうなことではございません。防災拠点というふうなことで考えますならば、この市役所本庁舎、それもそうでございます。また、向かい側には警察署が間もなく移転されるわけでございます。そして、その隣にオフサイトセンター、これは原子力に対する特化されたものでございますけれども、その部分にむつ市の防災のその組織が入っていくと。ですから、この一帯を防災拠点、つまり下北の、むつ市の強靱なるセーフティーネットワークの中核、ここに私は想定をしているわけでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第53号 平成22年度むつ市一般会計補正予算につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、民生費の老人福祉費についてであります。スプリンクラーの設置に対します補助金を3施設に対して計上することとあります。このスプリンクラー、今現在むつ市内で設置が必要とされる施設はどれくらいあるのか。また、今回の3施設に補助金を出してスプリンクラーが整備されるわけですが、まだスプリンクラーの設置が必要な施設はあとどれくらい残っているのかお聞きをしたいと思います。

2点目といたしまして消防費、オフサイトセンターについてなのでありますが、今関連の質疑がありましたので、重複しないようにお聞きしたいと思うのですが、このオフサイトセンターに関しまして、完成までのスケジュールはどのように考えているのか、この1点だけお聞きしたいと思います。

次に、教育費の教育総務費、むつ市教育振興会

の公益法人化に向けた組織強化を図るために常勤理事長配置の補助金を163万4,000円計上されておりますが、これにつきましても2議員が質疑していますので、重複しないように聞きたいと思うのですが、まず公益法人格を取得するために法律上必ず常勤の理事長を配置しなければいけないのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。中には、常勤の理事長がいなくても公益法人格を目指している団体もあるかと思っておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

また、常勤の理事長を配置しないと体制の強化は図れないのかどうか。今現在常務理事、局長でたくさんの事業を十分こなしていると思うのですが、それでもやはり常勤理事長を配置しなくてはいけないのかどうか。先ほどの質疑と重複するかもしれませんが、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 中村議員のスプリンクラー設置等必要な施設はどれくらいあるのかというお尋ねにお答えします。

スプリンクラー設置が必要な施設といたしましては、ほとんどが介護保険施設ということになります。お尋ねの施設につきましては、ことし8月時点で各施設に確認を行っておりますが、まずむつ市が所管する地域密着型の施設といたしまして、グループホーム7施設、小規模特養養護老人ホーム1施設、小規模多機能型居宅介護事業所1施設の計9施設、そのほか青森県の所管となる施設といたしまして、特別養護老人ホーム7施設、介護老人保健施設2施設、短期入所施設1施設、養護老人ホーム1施設、有料老人ホーム2施設の計13施設で合計22施設となっております。このうち今回の補正による3施設を含めまして、12施設が未設置となっております。

内訳は、市が所管する施設が4施設、県が所管する施設が8施設でございます。なお、今回の補

正を含めた8施設に国、県からの補助内示が確認されていることから、平成22年度中に8施設にスプリンクラーが設置済みとなる予定でございます。残る4施設も平成23年度中には設置される見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） オフサイトセンターの完成までのスケジュールにつきましてお答えいたします。

本年度に実施設計を行いまして、平成23年度に本体工事、平成24年度に外構工事の予定で、使用済燃料中間貯蔵施設の操業開始に合わせまして、オフサイトセンターとして指定される予定となっております。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育振興会の理事長の件についてお答えいたします。

まず、理事長は常勤でなければならないかというふうなお尋ねでございますけれども、これは法律上は常勤でなくても構わないと、法律上は理事は3名以上が設置義務になっておりまして、常勤という考えはございません。ただ、現状として法律の改正によりまして、理事の権限が非常に厳しくなっております。といたしますのは、企業に対する理事の責任といたしますか、これまでの理事の権限とは全く別な要素になっておりまして、その理事長に関しましては、公益法人の自分の業務に関して3カ月ごとに理事会に報告しなければならないというふうな形で、しっかりとした業務が位置づけられております。これを非常勤というふうなことになりますと、非常に困難が生じるというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 教育振興会について、再質疑させていただきますが、先ほどもお話にありまし

たとおり、やはり人件費として補助を出すのは私もちよっといかなものかなというふうに考えております。それで、私たちに説明書類としていただいている、例えば平成21年度のむつ市教育振興会の決算書の中においては、単年度で約550万円、次期繰り越しで2,140万円もの黒字と言えいいのか、剰余金と言えいいのか、こういうふうなものが上がっております。この振興会の中でのこういうふうな剰余金みたいなものも含めた中でこの理事長の人件費というのは対応できないものなのかどうか、これをお聞きしたいなと思っております。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

確かに6月に提出いたしました教育振興会の財務報告、その中では2,100万円程度の剰余金があるというふうなことになってございます。ただ、これは教育振興会の職員の退職積み立てが不足しておりました。ほとんど退職金にかかわる部分の財源手当てができていなかったというふうなことで、これにつきましては、平成22年度に入りましてから剰余金の処分として特定目的のための基金として設置してございます。これで退職金をようやく補うことができるだろうというふうな措置にしてございます。

もう一つ、人件費に関して要は補助金を出すというふうな考え方でございますけれども、先ほども何度も申し上げているとおり、この教育振興会で実施している事業については、利益を追求しないというのが原則でございます。議員もご承知のとおり、今の公益法人、特例民法法人となっておりますけれども、これからいわゆる一般の財団法人に移行するにしろ、公益認定を受けて財団法人に移行するにしろ、現在の持っている財産というものは公益でなければ使えないというふうなことで、これも勝手に剰余金処分をすることができな

いというふうな形になっております。したがいまして、現在やっている学校給食の委託事業、それから指定管理事業、それから下北自然の家の管理と、こういうものが公益事業として認定を受けておりますので、これらに対して支出することになります。したがいまして、教育振興会の内部に留保する財源はないというふうな考え方でございます。したがいまして、現在こういうふうに理事長の常勤の部分を置くというふうな予算をお願いしているということは、そういう趣旨からして妥当ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 剰余金の人件費のほうには流用できないということは理解をいたします。そうであるならば、今教育振興会はたくさんの指定管理の事業のほうを受けております。その中には事務局の経費というのは十分認められていると思うのです。そういうふうな指定管理の中での事務局経費のほうで私は賄っていきべきだと思います。そうなりますと、今年度中というのはちょっと難しいかもしれませんが、やはり人件費の補助というふうな考え方ではなくて、ふだんの事業の中の事務局経費をきちんと見て仕事をしてもらい、そういうふうな形で対応するのが現状ではよいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。そのとおりでございます。本来であれば、事業の中で、いわゆる理事、理事長の給与を支給する場合は、それを見込むべきであろうというふうに考えてございます。ただ、現在市が発注しているものについては、そういう余分な経費は上積みしていないというふうなものが現実でございますので、その分は振興会自体が捻出できないというふうなことですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

す。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 大きく言って2点ほどお願いいたします。

同僚議員もお聞きいたしました。12ページのオフサイトセンター事業についてであります。これは、全体の事業費というのが約7億円程度だということですが、この7億円のうちむつ市の負担部分は幾らになるのかということをお聞きしたいと思います。

それと維持管理費、これが大体4,000万円くらいだと言いますが、これについてもむつ市自身は幾らなのか。先ほど国7割、市3割ということで計算すると、市のほうが1,200万円、それにプラス人件費という形でよろしいのかどうかということも確認させていただきます。

それと、平成22年度の当初の予算を説明する場合、このオフサイトセンターについては、ただ地元で用地を用意するという事になっているから、そこに1億8,000万円かけて土地の造成をするのだというふうな説明にとどまっていたのです。それがこのたびのこの補正によって、今度は建物までむつ市が事業主体になってつくるということになっておりますから、大変当初の予定と違ってきているということで、そのところを再度経過をお聞きしたいということです。

基本的にオフサイトセンターは全額国・県のほうで負担するわけだから、実質的には国・県の事業なのです。だから、むつ市は特に動かなくても用地さえ整備しておけばオフサイトセンターは国・県でつくるわけですから、なぜそこにむつ市が加わってしまったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、同僚議員もお聞きしましたが、本庁舎移転のときに、私も防災のことはどうなのだと心配でありましたからお聞きしたら、新庁舎は防災には万全を期していると、そういう建物になるというふうな説明をしていたわけですね。ところが、先ほどの防災調整監の話だと、会議室がいろんな会議で使われていて、何か不備があるかどうかのこのと言っておりましたが、やはりそれはちょっとないだろうと。当初きちんと防災拠点になるということで本庁舎をつくったわけですから、やっぱりそういう機能をしっかり持っている施設でないと話が違うわけです。そういうことで整備したわけですから、だからやっぱり防災拠点になっているのです。それなりにいろんなものにも対応できるような施設になっている本庁舎なのです。だから、それなのにどうしてまた隣に同じ防災施設をつくるということになったのか。そのところをちょっとお聞きしたいし、結局二重投資になるのではないかとということで、このところもお聞きしたいというふうに思います。オフサイトセンターについては以上です。

もう一点は、13ページに公営企業費ということで医療施設耐震化特別事業補助金というのがありまして、これむつ総合病院メンタルヘルス科診療棟改築事業ということで、ちょっと疑問を持ったのが、この耐震化という、なぜこういう名前がついたのかなと。耐震化でなくても、もうかなり老朽化しているし古い、今ではないような、おりの中に入っているような、そういう病棟ですから、なぜ耐震化という名前を使っているのかなということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、財源の内訳を見ると、国県支出金が1億3,688万8,000円ということで、ほとんどむつ市の負担がないので、大変喜ばしいのですが、そういう意味では全くむつ市の負担がなくてメンタル

ヘルス科診療棟が改築になるのかなと、ここをちょっと確認させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、オフサイトセンターのほうの一部の答弁をさせていただきます。

防災拠点というふうな、この新庁舎、今は現庁舎が、そういうふうなことで二重投資にならないかという部分についてお答えをするわけでございますけれども、まず防災拠点、つまりこれは建物が堅牢であるというふうなこと、旧庁舎は耐震性の問題があるということで、こちらのほうというふうな形で論理の中ではご説明をしてきたところもあります。なるほどここは建物は堅牢であります。かなりのI s値で1.22というふうな評価を受けておりますので、強い地震が来ても耐えられるだけの構造になっているという部分ではさまざまな部分での防災対策は十分とれるだろうと。しかしながら、拠点というふうな形の中では、私先ほどお話をいたしましたように、向かいにはむつ警察署、これが今設計中でございます。来年度から着工すると。そして、建物が堅牢な市役所庁舎、そしてその隣に原子力の法によって設置することが求められているオフサイトセンター。

ただ、この部分、この庁舎の中において会議室、非常に利用頻度が高うございます。そして、あそこに例えば防災のシステム、こういうふうなものを入れることは不可能でございます。そういうふうな意味もありまして、そしてまたオフサイトセンターというものをこの市役所の中に設置をするということは、なかなかこれ不可能でございます。さまざまな情報機器等が入ってくるわけでございますので。そういうふうな意味からして、総合的に先ほどお話をしましたように、この庁舎、そしてまた向かい側のむつ警察署、そしてまたオフサイトセンタープラス市の防災政策課が入るその部

分、そしてまた災害に対しての備蓄倉庫、そういうものも設備をしていかなければ大型災害に対しては対応できないものであると、こういう認識のもとで昨年からこういうふうな形で議会のほうにご説明をしてきたものと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） オフサイトセンターの建設費及び維持管理に関するむつ市の負担ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、建設費及び維持負担につきましては、これからの設計によりまして、再三申し上げますけれども、平成20年6月時点での試算によりまして、本体工事のみですけれども、7億円というふうなことで、これからいきますと、むつ市負担分が3割ということで2億1,000万円。ただし、これには外構工事とか実施設計分が含まれておりません。

維持管理につきましても、先ほど目時議員の質疑にお答えいたしましたけれども、同じ割合で負担するということが、ただし防災担当課が常駐することになりますので、当然電気とか水道とか、そういう部分については市の使用のほうが多くなると思います。ただこれは、内々の協議では、いわゆるそれぞれのメーターを設置して、それぞれで支払うということにしたいと思っております。そのほかにつきましては、7・3の割合で負担することになります。

次に、地元で用地を用意するに至った経緯ですけれども、オフサイトセンターそのものにつきましては、国の交付金によりまして県が整備する事業ですが、先ほども申し上げましたように、オフサイトセンターに併設する形で市の防災施設も整備いたしたいと考えております。したがって、本事業は国・県との協議によりまして、市が実施主体となることが決まっております。

また、原子力災害に対する対応のみならず、市の防災施設を整備することにより、自然災害にも対応できる施設として市の防災体制の飛躍的な強化につながり、市民の安全安心に大きく寄与するというふうな観点のもとに用地につきましては市が用意するということにしたものであります。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 医療施設耐震化補助金のお尋ねについてでございます。

まず、医療施設の耐震化補助金の名称ということについてでございますけれども、この補助金につきましては、平成21年度の国の経済対策であります医療施設耐震化臨時特例交付金と地域活性化・公共投資臨時交付金を原資といたしまして、県が基金に積み立てしているものでございます。この補助金は、県の補助要綱に基づきまして、構成市町村を經由して下北医療センターに交付されますが、下北医療センターの構成市町村が統一した補助金名称を用いることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、むつ市の負担はということについてのお尋ねでございますけれども、メンタルヘルス科診療棟の建設費の総額は概算で約14億2,900万円となっております。この補助金を含めまして、補助金の合計額8億2,100万円を差し引いた残りの部分は地方債を充当するというようにしておりますが、この地方債の元利償還金返済に係るむつ市の負担は約3億3,600万円となっております。

今回補正予算に計上いたしました補助金は、先ほど申し上げましたように、その補助金の部分が県から構成市町村を經由いたしまして、そのまま下北医療センターに流れるという趣旨のものでございまして、この部分に関しての市の負担はないと、こういうことでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） オフサイトセンターについて

ですが、私は二重投資になるのではないかなというふうにお聞きしたのです。だから、当初の予定ではこの本庁舎がいろんな防災に対応できる施設だということで建設されたわけですから、それが今になってそれが不備だと、もっと完全なものにしたいということで、すぐ隣に同じような防災拠点施設をつくるというのは、これはやっぱりまずい。庁舎自身の建設自体がそれこそ不備だったということになりますから、やはりこの部分についてはもっともっと説明責任あると思います。今現庁舎自身は、では防災に対しては不備なのかということになってしまうのです。そうならない、完全に対応できるということでつくったわけですから、やっぱりそのところで私は十分対応してもらいたいというふうに思います。

もしまだ必要であれば、それこそまだ空きスペースがあるわけですから、そこにちょっとした300平米の今会議室が利用頻度が高いというわけですから、300平米なんて、2,000平米以上余っていますから。簡単につくればいいわけです。だから、隣に同じような防災拠点をつくるというのは意味がない。無駄な投資だと私は思います。このところをもうちょっと説明してもらいたい。

確かにいっぱいいい設備、これは切りがないのです。どこまでやったら100%なのかと、この安全対策とかというのは。でもこの本庁舎自身がそういう意味では合格して防災拠点となったわけですから、それなのに今さらまた隣につくるというのは、これはやっぱり計画自体がおかしかったということになりますから、本庁舎自身。だから、もし足りないのであれば会議室300平米、空きスペースにつくったほうがずっといいです。2億1,000万円でしょう。こんなお金、むつ市、今財政が大変ですから、こんな出費は私は大変だと思います。だから、空きスペース使うなりして、2億1,000万円の出費というのは今するべきではな

い。もっともっと検討するべきだというふうに思いますが、ここのところの答弁をお聞きしたいと思います。

それと、国の認可というのは、もう既におりたのでしょうか。ここの場所をオフサイトセンターにしますよというのは、国の認可はおりたのでしょうか。ここのところも確認させていただきたいと思います。

それと、国の方がオフサイトセンターには常駐するとおっしゃいましたが、これは何人常駐するのでしょうか。1人でしょうか、2人でしょうか。そここのところをお聞きしたい。市長が先ほどオフサイトセンターを今の空きスペースにつくるのは無理だとかということを行いました、私はそれを聞いているわけではないですから。オフサイトセンターは、黙っていても国・県がつくるわけですから、それはいいとして、市が別に隣につくらないで、市の部分、市の防災の充実のために空きスペースを利用したらどうですかということ提案しているわけですから、オフサイトセンターを空きスペースにどうかということをお聞きしたい。

それと、やはりこういう2億円も負担が出るような、1億8,000万円は、もう既に使っていますから、4億円近い事業です。こういうのを、こんな補正予算で提案するという自体もやっぱり議会制民主主義を軽視しているかなというふうに思うので、単独でオフサイトセンター建設事業計画案とかということで、そういうのでまず議会に諮るべきではなかったのかなと、そもそも出発点として。そここのところもお聞きしたいなど。

以上です。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議会制民主主義を損ねるような提案の仕方ではないかというふうな、まず最

後のご意見でございましたけれども、決してそういうふうなことではございません。尊重しているがゆえにしっかりとした形で補正予算として提出をさせていただき、この議会の中でご審議をいただき、採決をしていただくと、こういうふうな手順を踏んでいるわけでございますので、決してそういうふうなことではございません。

また、無駄であるというふうな思いを横垣議員はお話をなさいましたけれども、私は無駄ではないというふうな気持ちで提案をさせていただいておるといふふうなことでございます。

空きスペース、この空きスペースにオフサイトセンター、これを持ってこいというふうなことなのでしょうか。その部分にはできません。さまざまな施設の情報関係、そしてまたもうこれが例えば起こり得ないのですけれども、原子力災害、これが発生したら、もうこれは総理大臣がトップになってこの対策をとっていき、そういうふうな対策本部室、本部長室、そういうふうなもの、そしてまた寝泊まりするスペース、そういうふうなところ、そして全国から多くの報道記者、また支援の関係、科学者等々が訪れる、そういうふうなところのやはりスペースもしっかりとらなければいけない。しかしながら、中間貯蔵施設というふうな施設の原発でございませぬので、コンパクトにそれはつくられるのだというふうなこと、そういうふうなことでオフサイトセンタープラス大規模災害、またむつ市でさまざまこれから起きてはいけませんけれども、災害に備えるための備蓄倉庫、そういうふうなものもひっくるめて整備をしていきたいというふうな形でご提案をさせていただいたわけでございます。

国の認可、これにつきましては、オフサイトセンターの建設事業に国の交付金、国のほうでこの形で進めるというふうな一種の発表がございましたので、今定例会で補正予算として整備費として

計上させていただいたと、こういうふうなことでございます。

それから、国の原子力安全・保安院のほうからは、駐在の者を1人置くというふうなお話を伺っております。そういうふうなところでしたでしょうか。いいですか、答弁漏れございませんね。

（「空きスペースに会議室、そこを答弁してください。答弁漏れです」の声あり）

○市長（宮下順一郎） それは無理ですというふうなことをお話しさせていただいたわけです。空きスペースにつきましては、これまでさまざまなご意見もありました。そういうふうなことで、旧庁舎との兼ね合いもあるということで、これから検討していかなければいけないというふうなことでお話をさせていただいているつもりでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） お尋ねしていないのに、答えた内容が、私は空きスペースにオフサイトセンターを入れなさいとかと一切言っておりませんですから。オフサイトセンターは、黙っていても国・県がつくるのです、市が何も事業主体にならなくても。そういうふうに法律で決められているものですから、それはちょっと置いておいて、市がわざわざ防災拠点にまた2億1,000万円かけてつくるといって自体が私はちょっとおかしいと言っているのです。だから、今会議室がもう頻繁に使われていてなかなか防災に対応するのが難しいような話もあったから、そういう状態だったら、今空きスペースが2,000平米以上もあるから、今会議室で300平米と言いましたか。だから、すぐつくれるような面積です。だから、そういうのに空きスペースを使うべきでないかと提案したのです。2億1,000万円かけなくたって、300平米の部屋なんて、それこそ1,000万円もかかるのかな。

だから、もし必要なのであれば、そういう形で、今の庁舎自身をもっと有効に活用するべきだと。わざわざ2億1,000万円、こういうお金を出すべきではないというふうに思うのです。いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうなご提案は私は受けられません。ご提案ということでございましたので、ご提案は受けられないということにさせていただきたい。この空きスペースについては、将来的なこともひっくるめまして、さまざまな形の中で利用価値がもっとも高いものであろうと。しかしながら、防災というふうな取り組み、これは市民の本当に生命、財産を守るためにはしっかりと対応をしていかなければいけないというふうなことで、オフサイトセンターと併設をした形の中でしっかりとしたものをつくっていきたい。

これまでさまざまな部分で災害が起きたとき毛布もなかった、備蓄の食料もないというふうなことも先回のところで学びました。そのところに対して、しっかりと防災の備えをもっとも強化をしていかなければいけない、その部分でこの対応をさせていただいております。市民の生命と財産を守るための提案でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。9番澤藤一雄議員。

○9番（澤藤一雄） 12ページの観光費についてでございますが、かつばの湯の東屋等の設置事業ですが、この内容について、どういう施設になるのかお知らせをいただきたいと思います。

それから、教育費の教育振興会についてでございますが、先ほど来る質疑が交わされたわけで

ございますけれども、このような補正予算で提案されるといことは、教育振興会として理事会等の手続を経てこういう提案になったのか、そしてもっと言えば、補助金の申請書が提出されたのか、この点についてお答え願います。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 澤藤議員のお尋ねにお答えします。

1 点目のかっぱの湯の東屋風の建物は、施設はどのようになるのかということですが、ここの施設は県のほうから2点ほど指摘されておりまして、1つは混浴の解消、それからもう一つは外部から見えないようにというようなこととございます。したがって、この外部から見えないようにというようなことで東屋風の、そこに屋根を設置するというふうなことを考えております。幸い、幸いと申しますか、見える部分、道路が高いところにあります。ですから、ある程度ひさしを考えて、高い部分から見えないようにというようなことで、それは詳しい設計は今後になりますけれども、そこに屋根をかけて、その部分を解消するというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育振興会についてお答えいたします。

まず、理事会に諮られたのかというふうなお尋ねでございますけれども、理事会にはまだかかってございません。これは、市の方針としてそういう方向でいくというふうなこととございます。

補助金につきましては、補助申請があったのかというふうなこととございますけれども、この補正予算を通させていただければ、補助金の申請はあるということとございます。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） 葉研の施設については、さき

に足湯の屋根がかかったわけでございますけれども、非常に重苦しい、あるいは暗いという不評を買っております。ですから、せっかくつくるわけですから、観光地でもございますので、きちんとした、景観に配慮した、そして圧迫感があるようなものではない、ぜひ設計にしていきたいとお願いを申し上げます。

次の教育振興会の件でございますが、理事会にも組織として諮っていない、そして市の方針だというふうな今答弁でございました。そして、補助申請は補正予算が通ってからというお話でございました。私非常におかしいと思うのです。確かに理事長は教育部長が兼任されておられますので、理事長の独断でこういう提案がなされた。方針は組織と関係なく役所が決めるのだというような、そういう理解でいいのか。そして、今の補助申請ですけれども、通常補助金をお願いしますという申請がなされて予算手続がされて、予算が通れば補助金の請求というような手順になるのではないかと私は思うのですけれども、これどうなのでしょう。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 教育振興会の件についてお答えいたします。

まず、理事会の件なのですけれども、これは今の補正予算を通していただければ常勤の理事長は置けないというふうなものですから、これは予算の確保、これは市の立場での予算の確保です。予算を確保した段階で理事会のほうにはこういう市としての提案をさせていただくというふうな形になります。逆に、補助金のほうなのですけれども、これはあくまで予算があつての補助になります。したがって、予算がないのに補助申請を受けるわけにもまいらないというふうなことで、当然ながら、予算がきちんとしたものであって、確定した段階で補助申請を受け、補助金を出すと

というのがその手続上の正規の方法であろうというふうを考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（澤藤一雄） 公益法人でその人件費等は市が100%負担しているというふうな組織でございます。だけれども、今後独立した組織にしていくのだというようなことで、その組織のあり方としていろいろ理事会でも議論をされているのだと思うのです。だけれども、まだその結論が出ないうちに、そして理事の皆さんが何も知らないうちに常勤理事長を置く、そしてその報酬も月額25万円程度の予算を役所のほうで準備をして、そういう組織の方向性をすべて役所が組織と関係なく、そういう方針を決めて予算をつくって補助金の申請をなさいますよという今後流れになるわけですよ。それで本当にその組織が、組織の無償で理事になっていただいている方々の理解が得られるのでしょうか。お伺いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

これは、あくまでも市がそういう方針を決定したというふうなことです。したがって、これは市がこういう条件で常勤の理事長を置きたいというふうなことを振興会のほうには申しますけれども、あくまでも理事長を選任して理事を置くのは振興会の権限でございます。その辺をきちんと区分けをしておかなければいけないと。ですから、私自身は教育部長でありますし、振興会の理事長でありますけれども、それをごっちゃにしてそういう方針でいくというふうなことはおかしいのではないかというふうに思います。といいますのは、市としてはそういう考えで置かせていただきたいと。理事会のほうにそれはかけなければいけない。最終的に予算がなければ、それも理事会のほうに依頼もできないということになります。ですから、

最終的に予算が確定した段階で市の方針としてはそれで置かせていただきたいというふうなことを理事会に提案をさせていただきたいというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番馬場重利議員。

○11番（馬場重利） かなり議論が出ております教育振興会について若干質疑をさせていただきます。

制度の改正によって、公益か一般か、どちらかに移行しなさいと。これは、完全に公益の財団法人であったのだらうと思います。100%市が出資したいわゆる公社みたいな感じで来たものだらうと思うのでありますけれども、制度の改正の内容は私わかりませんが、公益にするのか、一般にするのかという選択は、財団法人そのものの事業の規模によるものなのか、あるいは扱金額によるものなのか、どういう観点で公益と一般との分類がなされるのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

法律の改正によりまして、今の教育振興会が置かれている立場は特例民法法人という形になってございます。これは、移行過程の経過措置でございまして。公益認定を受けるか、一般の財団法人として移行するかというふうなものについては、非常に多くの問題と申しますか、課題がございまして。1つには、公益認定を受けるためには、公益認定委員会というふうなものが県のほうに設置されてございます。それで公益であるという認定を受けなければいけない。果たして現在確かに公益事業としてはやっておりますけれども、それがその委員会で公益であるという認定を受けなければ公益認定の法人としては認められないというふうなこ

とです。

もう一つ大きいハードルは、振興会の事業予算が大体1億3,000万円ぐらい年間であるわけなのですけれども、そのうち50%、いわゆる6,800万円程度は公益事業に充てなければいけないというふうなハードルがございます。それは、50%を公益に充てなければ、その法人は公益財団法人と認められないというふうなことになります。そのハードルが非常に高く、その50%の公益事業は、単年度ではなくて、何年か計画でもよろしいのですけれども、収支を上げてはいけない、ゼロ以下といいますか、損を出して当然の事業経営をなささいというふうなことです。もう半分の50%の事業でもってそれを穴埋めしなさいというふうなのが今の公益認定の基準になってございます。したがって、教育振興会がいかにしてその50%の公益事業を確保して、残りの50%の事業でその赤字をいかに補てんするかと、非常に難しい問題を抱えております。したがって、現在教育振興会のほうで検討しているのは、一般財団法人のほうに一時移行したうえで公益を目指すかというふうな検討もしているというふうには聞いておりますけれども、まだ確固とした方向づけはなされていない状況にあると伺っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（馬場重利） この制度改正で財団法人も社団法人も移行しなければいけないのですね。市内には社団法人もいっぱいあるのですけれども。公益にするのか、あるいは一般にするのかという選択をしなければならない、そこで大変な作業を各法人の方々はしているようであります。この教育振興会そのものは、今の部長の説明で私よくわからないのですが、やっている仕事というのは、全部100%公益ではないのかと。公益でやっているものが認定されるかどうかわからないというの

は、そこはちょっと私わからないのです。どういう見方をすればそうなるのかというのは私よくわからないのですけれども、将来的なことを考えて、いわゆる将来この団体をどうしようとしているのか。財産の持たない財団法人というのは私おかしいと思うのです。これ財団法人ですから、寄附行為があって、そして民間の寄附を集めて、あるいは関係者の寄附を集めて、恐らくそういうことも一切やられていないと思います。これは、市が100%出しているわけですから。今後こういう形を続けていくのかどうか、あるいは完全にNPO法人みたいな形に移行してやるのかどうかということもあわせて、これは将来的な展望を持たないと、この先ちょっとわからないのですけれども、その辺のところどうなのでしょう、どういうお考えですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 私の知る範囲のことですが申し上げられないのですけれども、一応理事会のほうの話として承っているのは、現在のところ財団法人としてそのまま一般に移行したいというふうな形で将来的には公益を目指したいというふうな考えがあるようでございます。ただ、これまでの財団法人と市との関係は、あくまでも市が設立した特殊な法人というふうな考え方で運営されておりましたので、それはそれとして、ただ別な方向で独自に歩める方法も模索しなければいけないというふうな考えはございますので、今後それを踏まえて法人の内部で検討がなされるものだろうというふう考えております。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） まずオフサイトセンターについてお聞きしますが、オフサイトセンターに防災拠点が必要だという理由が、平常時に会議室が頻

繁に使用されるようになったという理由ですが、災害時には専用に使えば別に問題ないかと思うのですけれども。

そこで、本庁舎を防災拠点とするのに何か不十分な点があるのか。そして、また2億1,000万円もかけて防災拠点をさらに設けなければならない理由が1つです。

次に、メンタルヘルスの1億3,600万円は、これは総事業費の14億2,900万円の中に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） 新谷泰造議員の災害時の防災拠点として現庁舎では対応できないのかということでございますけれども、これは先ほど来お答えしておりますけれども、まず現大会議室、これ約300平米ありますけれども、この部分を拠点とする場合、はっきり申しまして、災害対策本部室として必要なOA機器あるいは電話も含めまして、これらの整備は現在のところされておられません。ですから、この前のチリ地震の際にもそうだったのですけれども、会議室と兼用で使用しているために、即応体制をとらなければならないときに、どうしても時間が必要になります。ということで、ほかの市町村の場合も昨今のゲリラ豪雨を含めまして、突発的な災害の際には専用の対策本部室が必要だというふうな認識が全国的に広がっておりますので、それらを勘案しまして、オフサイトセンターの中にこれらの施設を設置したいというふうな考えでございます。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） メンタルヘルス事業の補助金についてのお尋ねでございますけれども、総額14億2,900万円ということでお話を申し上げましたが、この補助金はその事業費の中の財源ということで、その中に含まれるということでご理解

をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 防災拠点のほうなのですけれども、そうすれば初めから不十分な防災拠点を庁舎移転するために無理やり理由にしたという理解でいいのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうふうなご理解をしていただかないようお願いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） もう少しまじめに答えてほしいのですが。私が今言っているのは、結局簡単に言うと、今会議室が不十分だと、電話とか機械をつけるために2億1,000万円もかける必要があるのかということを知っているのです。誠意ある回答をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大会議室の利用というふうなものは、先ほど担当からもお話をいたしましたように、先般のチリ地震に際しての津波、そういうふうなものに対しても、この庁舎の中ではなかなか対応が非常に苦しい状況であると。大会議室の利用頻度、非常に頻繁でございますし、そしてまた大災害が起きた、そういうふうなものに対してもろもろについて対策を対応していかなければいけないだろうと、そういうふうなことでオフサイトセンターと併設をさせていただきたいという提案でございました。新谷泰造議員は、庁舎移転そのものに反対でございました。その中でその空きスペースを使って云々というふうなことは、私自身はなかなか理解ができなかったもので、先ほどの答弁にさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います、このように思います。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番千賀武由議員。

○14番（千賀武由） 12ページの観光費のかっぱの湯東屋等設置事業についてお伺いをしたいと思います。

先ほど屋根を設置するというので、澤藤議員も言いました。本当に足湯の屋根みたいな重圧のある重々しいような屋根づくりにはならないような設計でお願いしたい、これは同感であります。よろしくお伺いしたいと思います。

それで、この工事に当たって、森林管理署並びに県関係機関は了承していると理解してよろしいのかお伺いをしたい。

それと、新聞では入浴方法について、男女時間制を設けると報じられておりましたが、この時間制では、例えばの話ですけれども、夫婦で入りに来た場合、1人が入って、1人が待っているという大変な不都合も出てくるのではないかと思います。私は、やはり時間制でなく、湯船をうまく仕切る方法などして、男女お互いに見えないように、そして景観を損なわないようなつくりをすることで、いろいろ工夫を考えてみる方法もあるかと思いますが、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） かっぱの湯、先ほど前の議員も、千賀議員も、足湯みたいなというふうな重々しいような屋根をかけないでくれというふうなご提言でございました。十分それをわきまえて、景観とマッチしたような形の中で、この予算が通りましたら、その設計の段階に入っていくわけですので、通らなければそういうふうな形にもできません。

また、県また保健所、もろもろの今後の交渉も、やはり予算が通ってからこういうふうな形にしていきますからどうでしょうかというチェックを受けなければいけないものと、こういうふうな認識

で進めていきたいと思っております。これまでご不便をかけておりました。また、観光的にも非常に大きな資源であるというふうな認識を持っておりますので、この部分については景観とマッチした形の中で、ご夫婦で入るかどうかは、それはまた後々のお話になろうかと思っておりますけれども、男女別というふうなことは、保健所のほうからは厳しく話を、指摘を受けておりますので、そういうふうな形になっていくと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（千賀武由） 市長の答弁、ありがとうございます。いずれにいたしましても、地元、そして全国の温泉マニアの皆さんは、この再開を期待しております。また、これは一つ薬研の観光名所でもございますので、どうぞ観光客に喜ばれるような改修対策を予算が通りましたらよろしくお伺いして終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。15番白井二郎議員。

○15番（白井二郎） 1点だけお尋ねいたします。

先ほど同僚議員の浅利議員も質疑をいたしましたけれども、第4款第1項保健衛生費、自殺対策緊急強化事業の件でございます。先ほど部長が25名の自殺者がいるということで、月に直すと大体2名という感じになります。2名という数は、大変私は多いと感じております。

そこでなのですが、今年度は224万9,000円ということで、県のほうから緊急事業ということで支出があったわけです。その事業内容も先ほど部長から説明を受けました。相談とかリーフレットとか、そういうのをつくって事業を進めるということなのですが、たしかこれは3年計画で進めて県のほうでやっていると認識しています。昨年度は、たしか三十数万円というか40万円ぐらいしか予算

がございませんでした。そして、今年度は恐らくむつ市のほうで県のほうからこういう事業ということでこういう結果、金額になったと思うのです。ただ、私は今年度は今年度でよろしいのですが、これに対してむつ市として自殺対策のことに對して、一般財源から、やはりこの事業は長期的に考えなければならぬ大きい問題だと思っております。ぜひ来年度からの市単独といえますか、県を含んだ市の考え方をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今回の事業は、県支出金というふうな形でのこの事業でございますけれども、県の動向を来年度どうなっていくのか、しっかり見きわめながら、事業として進めるべきかどうかというふうなことは検討していかなければいけないと、このように思います。

青森県ではございませんけれども、ややもすると、県というふうなのは事業を始めて途中で2年くらいで切ってしまうというふうな部分がありますので、そういうことのないように県にも働きかけていただきたいし、我々も働きかけていって、自殺者を少なくしていくという、ああいうふうな悲劇をさまざまな場面で悲劇がいっぱいあるわけでございますので、そういうふうな悲劇を繰り返さないような形で自殺者減少に向かっていくべきものだ、このように認識をいたしております。

○議長（村中徹也） 15番。

○15番（白井二郎） 市長の考え方はわかりました。

やはり自殺というのは、我々では考えられないいろいろな悩みのある方が自らを絶つということで大変悲しい事案でございます。一人でもこういう方が少なくなるようにするのがやっぱり行政の仕事、また我々市民の仕事だと私は理解しているわけなのですけれども、市長は市民一人一人が主役ということで考えています。この主役が自ら命を

絶つということで、恐らく市長自身も大変思いはあると思いますが、この事案に関しては、自殺対策に関しては、県の事業は事業としてやって、ぜひ単独の事業として予算づけを今後ともお願い申し上げたいと。もう一度再度市長の心意気をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全国で3万人を超えるというふうな形でのこういうふうな事案でございます。国自体もしっかりと対応をとっているはずでございます。また、県自体もそういうふうなことでございますので、繰り返しになりますけれども、県の動向、積極的に取り組むように白井議員からも知事のほうにお話をさせていただきながら、2年、3年で切ることなく継続的に事業を進めていただくようお願いをしてもらいたいし、市としてもしっかりとこれは対応していく事案であると、こういうふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。26番佐々木隆徳議員。

○26番（佐々木隆徳） 1点だけ、歳出の11ページ、水産業費について、トド被害防止用強化網導入事業、この部分について伺いたいと思います。

脇野沢もしくは佐井等で被害を受けている被害額というのは新聞等マスコミ等でよく出ますので、わかりますけれども、これまでの被害状況、通告してありませんので、数字等わからなければ後ほど伺いますけれども、それからこの事業によってどの程度効果が期待できるのか。あと、今この事業は恐らく生けすの部分の全部、要するにどの部分を強化網にするのか、その点について。全部の部分か、またどの部分かということ、この点について伺いたいと思います。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） ただいまの佐々木議員のお尋ねにお答えいたします。

被害額というようなことでありますけれども、これはあくまでも推定ということになります、現在生けす4カ所、4基でやっております。全部に被害をこし初めて受けております。流出したサーモン数が、恐らく1,000尾と想定されております。被害額ですけれども、これはあくまでも昨年の単価から積算いたしますと、335万3,000円というような被害額であろうということに想定されております。

強化網にすることによってどういう効果があるのかというようなことでありますけれども、強化網については、これは何かどこかで使った実績があるというような網でございますので、それを入れることによりまして、この4カ所、来年度は5カ所で実施したいというような要望がございまして、5カ所の強化網という積算になりますけれども、これによって、そのトド等によって網を破かれるというようなことがなくなるというように思っております。ですから、今後の恒久的な対策で実施したいということにございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（佐々木隆徳） この海峡サーモンにつきましては、一昨年だと思っておりますけれども、委員会のほうで私どもも視察させていただきまして、今現在市長が「むつ市のうまいは日本一」などで担当者ともども一生懸命PRしていることと理解しておりますが、魚類養殖事業に関しましては、生けすが破損するということは、事業の継続等でいきますと、ほとんどもう致命傷になります。今ことし、初めてと言いましたか、1,000尾、335万円の被害を受けたということになれば、恐らくは経営規模の中ではかなりな被害だろうと、そのように思います。事業の継続、またむつ市としてもブランド化、一生懸命やっている中で、その対応方、

よろしくお願ひしたいと思っておりますので、その点につきまして、一言伺いたいと思っております。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（若松 通） 養殖始めて十数年たつわけですけれども、まだ技術的にしっかりしたものができていないと。これから生産ベースに乗せるというふうな生産者の希望でございますので、来年度からまた1基ふやして5基にするというようなことで、この中でこしのような被害を受けますと、いわゆる事業はもう継続できないというふうなことになりますので、市としてもその辺十分支援していきたいというようなことで思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（佐々木隆徳） 先ほどの答弁漏れ、ちょっと。生けす、四角四面でそのまま下がっていると思っておりますけれども、どの部分、全部の部分なのか、一部分、その部分のどこの部分なのか、その点について伺います。全部の部分。はい、わかりました。

○議長（村中徹也） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番山本留義議員。

○13番（山本留義） 12ページの教育費、むつ市教育振興会、私この予算が出てから、前から職員にこういう話を聞いていたのですけれども、先ほど部長が話しされたように、市長が理事長、そして副市長、そして部長と。今のこれがどうなるのかなということ、職員が大変心配しております。先ほど部長の答弁の中で、理事会もそんなにスムーズにお話がされていないような発言がありましたので、この予算が通ったら、本当に職員にも将来の不安がないような、そういう法人にしたいなと思っておりますが、部長の考えを一言お願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

当然ながら、説明をしなければいけないというふうなことで、市の関与というのは、これまでどおり変わりはないわけでありますので、市は市の責任として維持するという方針は、これは変わりはないわけです。また、財団法人のほうでは法人側のほうでは職員に対してそういう状況にあるというふうなことはきちんとした形で説明が必要であろうというふう考えております。あくまでも連携という、市が業務を発注して教育振興会が受けていると、そのすべての事業が市の事業であるというふうなことは、もう既に皆さんご承知のとおりですので、その辺をきちんとした形ですみ分けして運営をしていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（山本留義） 部長、今すみ分けをしてというふうな発言がありました。でも市の教育部長が理事長ということになれば、もうそのすみ分けというのはどういうことなのか。市の部長が理事長ですから、そういう意味では、どう私解釈すればいいのか、もう一度。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 舌足らずで申しわけございません。

今予算でご審議いただいている常勤の理事長を設置した場合という意味合いでございます。それできちんとしたすみ分けが必要であろうというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。28番富岡幸夫議員。

○28番（富岡幸夫） 同じく教育振興会について、多くの議員が発言をしてまいりました。今なぜこ

ういう常勤理事長の人件費を出さなければならないかという理由がよく見えてこない。あたかもなる方が確定されているのか、またはそうでなくても、いろいろ憶測でもないですけれども、今までの流れからいって、天下る人がいるのかなとか、さまざま憶測をすれば無理な提案をしているのかなというふうなこともあります。無理な提案というのは、説明が少ないということであります。今までもこの教育振興会について、例えば脇野沢でも、その地区で一生懸命よしとしてやられてきたことが、合併後こういうふうにして問題があるのではないかというような発言があるわけです。そうすると、先ほど馬場議員が言われたように、将来的に考えていかなければならないと、きちんとおさめるようにしていかなければならないということがあるわけです。ですから、それはそれとしてでも、今どうしてこの時期に提案されたのかというところのその確たるところを部長、ちょっとご説明願いたい。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

確たることとお尋ねですけれども、先ほどから説明しているとおり、さまざまな要素がありまして、ぜひとも早急に必要だというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 28番。

○28番（富岡幸夫） 早急に必要だと。独自性を持って、独立性を発揮させなければならない組織だということにはわかります。そして、その方向づけも平成25年度までにきちんとやれというようなことになっております。であれば、やはり市民にも、また地区の方にも、また我々議員にもわかるような説明が必要なのです。今こういう形で提案されても、問題点があるものとして、表現はよくないかもしれません。今多くの方が言ってい

ることは、問題があると思っているのです。今まででないのです、こういう理事長の人件費提案するというは。問題点がやはりきちんと解決しないがままに、今山本議員言われたように、職員にも不安があると、私はそういうことはわかりませんが、そういうふうなこともあれば、問題点だらけなのです。そういうことをきちんと説明していくというようなことが行政のあなた方の仕事なのです。そこをきちんとやってもらわないと、我々はこの予算に提案されて、これ即決ですよね。問題点ありながら、すべてのものを否決するわけにはいかないのです。うまく提案をすれば、それでも通ったということで、設置条例ができたようなもので申請がなされれば、理事長、はい、どうぞということになるわけです。

例えば教育振興会がやられている給食センター、運動公園、スキー場、下北自然の家、もろもろ給食センターにしても、旧むつ市で、または大畑以外でやられている形というのはあるわけですね。だから、そういうふうな一つ一つ物事を整理して、その振興会として、または公益法人として、財団法人としてどういう形がいいのかということを検討しなければならないのです。そういうふうなことを全部問題を整理してあげているのかということになると、そうではないのです。ぜひ市長、これは、今通るかもわかりません。通るかもわかりませんが、その振興会そのものについての、例えば公益法人、財団法人に移行する、その過程を市民に示していくという方向がなければ、改善しないでそのままスライドしていくのか。多分これはだめだと思います。そういうところを、今後これが通った後でもそういう検討会をやるというようなことを断言してくれませんか、市長でも部長でも。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 教育委員会の所管でござい

ますけれども、大畑の教育振興会、この部分では合併のときからさまざまな形の中で齊藤議員初め各議員の皆様方からご指摘を受けた部分もございします。そういうふうな部分をしっかりと踏まえて、今後新たな組織として対応していかなければいけないという思いもあるわけでございします。そういうふうなことでの組織の強化、そしてまた自立をしてもらわなければいけない。その中で財団法人でありながら、副市長が理事長、そしてまた部長が理事長というふうな形、やはりもっともっと特化した形の中で、その組織を強化していかなければいけない、こういうふうな思いでの提案でございしますので、先ほど山本留義議員からお話がございましたように、この予算を通らせていただければ、さまざまな形で職員の方々、臨時職員もおります。そういうふうな形の中で意見を聴取しながらしていただくように振興会のほうには教育委員会を通してお話をさせていただきたいと。しっかりと組織強化のためにこの提案であるご理解をいただければと思います。

○議長（村中徹也） 28番。

○28番（富岡幸夫） 現実にやられている事業があって、それぞれ指定管理を受けている部門もありますので、ぜひそういう検討をじっくりして、いい形で組織が定着するように、または大畑に限らず、多くの地域からよりよい人材を集めてきちんとした組織にさせていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本案に対しては、横垣成年議員外2人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者から修正案の説明を求めます。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

- 5番(横垣成年) 議案第53号 平成22年度むつ市一般会計補正予算に対し、修正案を提案いたします。

原案には、スプリンクラー整備事業費補助金770万8,000円、トド等被害防止用強化網導入事業費補助金685万2,000円など、市民生活にかかわる予算が計上されております。しかしながら、防災施設整備費としてオフサイトセンター建設事業費実施設計委託料5,338万6,000円が計上されております。当初予算の説明では、オフサイトセンターは地元で用地を用意しなければならないということでありました。このたびの補正では、建設まで地元で行うというものであります。話が違ってきております。

六ヶ所村のオフサイトセンターは、財団法人原子力安全技術センターが建設いたしました。東通村オフサイトセンターは、消防署との複合施設で東通村が建設しました。大間町は、県が事業主体となつてつくる予定です。建設を地元が行った例は東通村がありますが、消防署という大切な施設とともにつくれたということでもあります。

むつ市はどうでしょう。むつ市本庁舎が防災拠点施設であります。平成20年12月定例会で私が新庁舎の防災拠点について尋ねたところ、市長はこう答えておりました。防災上どうなのかというこ

とのお尋ねがあります。現庁舎、これは今見れば旧庁舎になりますが、旧庁舎よりもしっかりとした防災対策はとれると答えております。防災拠点施設の本庁舎の向かいに同じ防災拠点施設をつくり、オフサイトセンターをつくるというものであります。全体では、約7億円の事業であり、むつ市の負担は2億円以上です。本庁舎という防災拠点施設の隣に2億円以上かけて、また同じ防災拠点をつくるというわけです。しかも、本庁舎には使用していない空きスペースが2,000平米以上あります。今回提案の防災拠点施設は1,700平米であり、空きスペースを使えば十分間に合う施設であります。このように無駄な公共事業の疑いのある、疑問のある、市民が納得しない疑いのある事業を補正予算という形で計上し、3回しか発言できない質疑で判断しなさいという方法はいかなるものでしょうか。もっと議論をすべき事業であります。

以上の理由により、原案からオフサイトセンターの5,338万6,000円を削除した修正議案を提案いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長(村中徹也) これで提出者の説明を終わります。

ここで議事整理及び昼食のため午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 零時47分 休憩

午後 1時50分 再開

- 議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で修正案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第53号 平成22年度むつ市一般会計補正予算原案に対し、反対討論をいたします。

反対理由は、修正案の提案理由と同様でございます。議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより議案第53号 平成22年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

まず、本案に対する横垣成年議員外2人から提出されました修正案について採決いたします。

この採決については、起立により行います。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立者5人、起立しない者23人)

○議長(村中徹也) 起立少数であります。よって、横垣成年議員外2人から提出されました修正案は否決されました。

次に、議案第53号原案について採決いたします。

この採決については、起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者25人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇議案第54号

○議長(村中徹也) 次は、日程第11 議案第54号 平成22年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第55号～議案第64号

○議長(村中徹也) 次は、日程第12 議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第21 議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算までの10件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第55号から議案第64号までの平成21年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

(小川照久代表監査委員登壇)

○代表監査委員(小川照久) 平成21年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び基金の運用状況について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、むつ市後期高齢者医療特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計、むつ市魚市場事業特別会計及びむつ市用地造成事業会計に係る歳入歳出決算書、附属書類並びに基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認めました。

しかし、一般会計及び国民健康保険特別会計の2会計が赤字決算となっており、健全化判断比率及び財政分析指標を見ても、改善している数値も

あるが、財政状況は依然として厳しいと言わざるを得ないものでありました。

また、各会計とも多額の収入未済額があり、その徴収事務のあり方及び制度のさらなる啓蒙啓発の推進など、取り組むべき課題は多いものと判断いたしております。

次に、平成21年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。今回審査に付されましたむつ市水道事業会計決算書を初め財務諸表、その他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財務状態についても適正であると認めました。

審査の詳細につきましては、お手元に配布の平成21年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書及び平成21年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただきたくお願いを申し上げます。

○議長（村中徹也） これでは監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました10議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第55号 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、29番齊藤孝昭議員。

○29番（齊藤孝昭） 平成21年度一般会計歳入歳出決算について総括質疑をさせていただきます。

まず、市長は平成21年度の所信表明のときに主要事業についてはむつ市長長期総合計画で示している3つの基本方針に沿って施策を展開するのだと言っておられました。1つ目は「地域の個性を活

かした特色あるまちづくり」、2つ目は「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、3つ目は「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3点であります。それぞれの施策項目について平成21年度の成果と反省をお知らせください。

次に、歳出であります。約3億5,000万円の不用額を出しております。不用額を出した理由は、職員の努力の成果なのか、当初の予定を執行できなかったのか、見積もりが過大だったのかを分析して判断する必要が私ども議会にはあります。よって、不用額を出した理由をお聞きいたします。

3つ目は、8,500万円を不納欠損としたことをお聞きいたします。これは、8,500万円の収納する権利がむつ市に消滅したということの意味しています。私は、安易に不納欠損として処分すべきではないと考えておりましたので、その理由について明確に説明をお願いします。

4つ目は、先ほど監査委員の報告にもありましたが、約36億円の収入未済があったということでもあります。収入未済は、市が調定し、収納の手続をしたのにもかかわらず会計年度中に納入されなかった金額のことを言いますが、その金額については税収入と税外収入があるとはご存じのことと思いますが、市には金銭を収納する権利がありますから、それが収納されなかったということは行政の責任になると思います。よって、36億円の収入が未済になった理由を説明願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総括的なご質疑を賜りました。

まず、平成21年度の施政方針の中で述べた3つの大きくくりの中でのそれぞれの事業の成果と反省というふうなお尋ねでございました。

まず1つに、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」ということについてであります。これは私がこの職についてから、またその前の選

挙に当たって「むつ市のうまいは日本一」というふうな公約を掲げさせていただきました。その「むつ市のうまいは日本一」の推進プロジェクト事業、これにおきましては、第2ステージというふうなステップアップをしたというふうな評価をいただけるのではないかと思いますけれども、販売強化の取り組みとして地産地消運動協力店によります安全安心な地元製品の消費拡大、これの推進に努めたところでありますし、また首都圏におきましては元気むつ市応援隊、これを結成いたしまして、むつ市におけるむつ市にゆかりの方々を応援プロデューサーに委嘱いたしまして、市の観光、物産等のPRなど、さまざまな角度からむつ市をサポートしていただく環境を整備いたしましたところであります。

また、むつ市おいしい果物産地振興事業、これにおきましては、下北ワイン生産に係るブドウ作付面積拡大を支援し、その生産量及び販売額の拡大取り組みに寄与したというふうにご評価をいただけるものであらうと、このように思っております。

また、下北ワインにつきましては、先日その成果のご報告をいただきましたけれども、国産ワインコンクールで極甘アイスワインのほうで銅賞をもらうというふうな形で、品質自体がかなり高い評価をいただいておりますし、また全県的にも下北ワインというふうなものが非常に高い評価をいただいておりますし、また地域企業連携事業、これにおきましては、議場でも再三お話をさせていただいておりますとおり、電気事業者、エネルギー関連事業者というふうな形と地元の企業、この連携を深めて、そしてその地元の企業をバックアップいたしまして、さまざまな資格を取得するためにバックアップしようというふうな形で進めました。8月27日、国家試験が行われましたけれども、

第2種放射線取扱主任者というふうな資格を取るべく市といたしましても積極的にサポートをし、そしてそういうふうな資格を取る方々が企業にまたいるというふうなことは、今後エネルギー関連事業者側にとっても非常に魅力ある地域に進展してくるのではないかと思いますし、またエネルギー関連産業へ参入するというふうな機運の醸成、これにも役立つものと、このように思っております。

次に、2つ目の大きなくりなのですけれども、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」というふうなことについてであります。合併以降の各分庁舎、これにおきまして、多種多様な窓口相談業務に的確に対応させるため、窓口事務支援システム構築事業、これによりまして、本庁舎及び各分庁舎をコンピューターでつなぎ、パソコン画面を通し、双方向通信、これができるような体制をとって、相談を行えるような環境を構築し、窓口サービスの向上に努めた、そしてまたその窓口サービスも均一化に向かって第一歩を記したのではないかなと、このように思うところであります。

また、平成19年度から事業を進めてまいりました下北駅前広場整備事業、これにつきましては、平成21年度をもって整備が完了したということで、ことし12月4日のいよいよ全線開業という形を迎えます東北新幹線の効果の誘引というふうなのに役立つ環境が整えられたと、このように思っているところであります。

大きなくりの3つ目の「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」、これにつきましては、昨年12月8日に国の重要文化財の指定を受けました、その取り組みを今進めているところでありますが、旧大湊水源地水道施設、これを周辺地域の保存活用の観点から、これと連動する形で文化財保護保存事業として旧大湊高校女子寮等の用地建

物を確保し、今後の水源池公園周辺整備構想づくりを緒につけたというふうなところでありまして、この当該の構想づくりにつきましては、市民を巻き込んで、協働でワークショップに今つなげているところであります。

また、大湊中学校耐震化事業、これが整備完了したことによりまして、同校生徒の安全安心、教育環境を整えることを確保いたしましたし、小学校の耐震化事業、それから第三田名部小学校及び第一川内小学校の整備を実施し、教育施設の整備充実に努めてきたと、こういうふうなところで、この3つの大くり、この部分については、それなりのご評価をいただけるものでないのかなと。ただ、まだまだ事業半ばであるというふうなことでございますので、今後議員各位のまたご協力を得ながら、一步一步着実に、ただいま3つのお尋ねでございますので、3つの件につきましては、より進化、進める進化と、より深める深化、この両方向において鋭意努力をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、歳出の不用額についてのお尋ねについてお答えいたします。

不用額は、総額で3億4,568万239円でありまして、これを昨年度と比較いたしますと2億1,455万7,021円の減ということになってございます。初めに、不用額が生じる要因について申し上げますと、歳出予算におきましては、最終の補正予算編成時までに完了した事業、また最終所要額が把握可能な事業などにつきましては、補正予算において不用額を減額する措置を講じてございます。しかしながら、一方で最終所要額が把握できない事業、あるいは精算等の行為が必要なために事業費の確定が年度末にずれ込む事業など、不確定な要素が大きい事業につきましては減額補正を行わずに決算に至り、結果として不用額が生じるという

ふうな要因にもなっております。

また、前年度からの繰り越し事業におきましては、事業費が確定しましても、制度上補正ができないために執行残がそのまま不用額ということになってあらわれております。

さらには、早期の赤字解消に向け、補助金などの財源のないいわゆる一般単独事業でございますけれども、これらの事業及びその事務的経費などの節減に努め、歳出額の抑制にも取り組んでいることも大きな要因というふうにご考えてございます。

主なものを申し上げますと、民生費の定額給付金措置費では2,229万4,763円の不用額となっております。この事業は、平成20年度からの繰り越し事業であるため、執行残がそのまま不用額ということになってございます。

また、民生費の老人福祉総務費では3,447万4,764円の不用額となっておりますが、介護保険特別会計への繰出額2,766万9,646円が不用額となっております。これは、いわゆる事業費の繰出額の確定が年度末ぎりぎりでないことと確定しなかったということによるものでございます。

教育費の小学校管理費では3,706万4,538円の不用額となっておりますが、主な理由といたしましては、平成20年度からの繰り越し事業であります教育用コンピュータ整備事業の執行残1,443万9,500円、同じく繰り越し事業であります児童用机、いす整備事業の執行残として2,005万7,445円等が不用額となっております。

次に、歳入で約8,500万円不納欠損した理由は何かということのお尋ねでございます。歳入の不納欠損についてでありますけれども、不納欠損額は8,569万6,225円でありまして、これを昨年度と比較いたしますと732万8,068円の増ということになってございます。不納欠損対象件数につきましては2,440件で、昨年度と比較いたしまして、838件

の増となっております。

不納欠損とした理由は何かということでございますけれども、市税では徴収金を納入する義務の消滅及び時効による徴収権の消滅に伴い不納欠損をしております。不納欠損に当たりましては、まず滞納者の実態を調査したうえで、滞納処分をする財産がないとか、滞納処分することにより生活を窮迫させるおそれがある、あるいは所在や財産等が不明である、また死亡し相続人もいないなどの理由で徴収することができないことが明らかな場合に不納欠損するというところで処理をいたしてございます。この結果として2,438件で、合計8,413万1,344円の不納欠損をいたしてございます。

その他財産収入におきましては、大湊新町飲食店街敷地転貸料の時効による債権消滅に伴いまして、1件で2万8,963円の不納欠損を、諸収入におきましては、生活保護費返還金の時効による債権消滅に伴い、1件で153万5,918円をそれぞれ不納欠損処分といたしてございます。

次に、歳入で約36億円の収入未済となった理由はということでございます。歳入の収入未済につきましては、36億4,124万3,020円でありまして、このうち現年度分が31億8,956万6,219円、滞納繰越分が4億5,167万6,801円となっております。これを前年度と比較いたしますと、現年度分で12億5,335万3,945円の増、滞納繰越分が1,651万6,778円の減となっております。収入未済額の主なものといたしましては、平成21年度の国の経済対策に係る各種交付金の発出が年度末に集中したことに伴いまして、繰り越しとなりました事業などに係る未収入特定財源でありまして、国県支出金、繰入金及び市債の合計でこれが30億1,731万円となっております。

次に、市税でございますが、市税の徴収につきましては、毎年目標を定めて、その目標達成に向

け徴収に鋭意取り組んでいるところでございます。平成21年度の目標徴収率を91%ということに定めまして、収入未済額の圧縮に取り組んでまいりましたけれども、徴収率90.8%と前年度よりは0.2ポイント上回ったものの、目標に掲げました91%には0.2ポイントほど届かない結果となり、5億1,109万5,868円の収入未済となったところでございます。

経済雇用情勢等の不安定が続く中にありまして、その合併以来徴収率を徐々に上げ続け、ようやく県平均の徴収率にほぼ肩を並べるところまで届いたということにございます。91%の目標達成に至らなかったという点は反省し、さらなる徴収対策の強化を図り、収入未済額の縮減に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

その他といたしましては、分担金及び負担金におきまして6,922万5,812円の収入未済額となっておりますが、主なものといたしましては、保育児童保護者負担金が現年度分と繰越分合わせまして6,743万3,480円などとなっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 29番。

○29番（齊藤孝昭） 市長の答弁は、よくわかりましたので、決算の審査にぜひ役立てたいと思います。

財務部長の話についてですけれども、まず決算審査特別委員会で審査のため、今お話しされた内容を資料として欲しいのです。不用額については不用額説明書、不納欠損については欠損処分調書、収入未済額については未収入調書があると思いますので、あした、あさってから、もし資料が間に合うのであれば、決算審査特別委員会に議長のお許しをいただいて、資料提出をお願いしたいと思いますが、できるでしょうか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 詳細な資料というのは、

時間的な関係でどこまでできるかちょっとあれなのですけれども、簡単なものであれば、今私が申し上げた程度のものであれば提出は可能というふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） これでは齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 平成21年度むつ市一般会計歳入歳出決算につきまして、総括質疑をさせていただきます。一部細かくなるかもしれませんが、むつ市の財政について非常に大きな問題であると思っておりますので、お許しを願いたいと思っております。

まず最初に、経常収支比率の改善についてお聞きをしたいのでありますが、監査委員の指摘にもありますとおり、財政分析指標の中で、この数字だけが依然として高い水準にございます。その要因は何であると考えておられるのか、まずお聞きしたいと思っております。

また、将来財政のほうの赤字が解消されたといたしましても、経常収支比率が改善されなくなるとなると、財政構造の弾力性が失われたままとなりまして、厳しい財政状況が続くことになると思いますが、改善の見通しや改善策につきましてはどう考えているのか、あわせてお聞きしたいと思っております。

2点目といたしまして、地方債現在高についてお聞きしますが、平成21年度決算におきましては、約58億円の市債を発行しております、私たちに示された資料によりますと、地方債現在高は平成21年度末で約350億円を超えております。そしてまた、この地方債現在高は現在増加傾向にあります。償還額とその発行額の差も、発行額のほうがここ何年か上回っております。地方債現在高が将来的に減少する時期、要は発行額よりも償還額が上回る時期というのはいつごろになるのか、この点についてもお聞きをしたいと思っております。

3点目といたしまして、平成23年度以降の財政見通しについてでございます。我々には資料といたしましては、平成23年度までの赤字解消計画としての資料しか提示をされてございません。来年度までの財政見通ししか示されていない状況にあるわけですが、それ以降の、平成23年度以降の財政見通しというのはどのようにしているのか。また、平成23年度以降で財政に大きな影響を与えられようとする要因というのは現在どのようなものを想定しているのかお聞きしたいと思います。

この中長期的な財政計画というのは、やはり常に示していくべきものだと思いますので、今は平成23年度までしかありませんが、今後赤字解消計画とは別な中長期の財政計画というのを示していくべきだと思いますので、この点についてのお考えもお聞きしたいと思います。

次に、決算資料の工夫改良についてでございます。市長が議員時代の初めての一般質問のときだったと思いますが、財政の公表はぜひともわかりやすくしてほしいというふうな提案をしております。その結果なので、その後イラストとかそういうのを多く使って大変予算、決算がわかりやすくなったというふうな評価を受けております。私も前回の一般質問で事業別予算、決算というふうなことをお話をしております。まだまだ資料として改良すべき、工夫すべき点は多くあると思いますので、現行の資料をよりわかりやすくという点で、そういう視点に立ってぜひとも工夫改良をしていただきたいと思うのでありますが、そこでこの平成21年度決算書におきまして、前年と比べて工夫、改良した点というのはどういふところにあるのかお聞きしたいと思います。

次に、衛生費、じん芥処理費についてでございます。下北地域広域行政事務組合負担金のじん芥処理費12億600万円のうち公債費負担金を除いた

8億6,700万円の処分委託料の内訳についてお尋ねをしたいと思います。この負担金につきましては、当初と比較しますと大幅に増加をしてきております。このままこのような負担増が続いていくとなりますと、むつ市の財政に大きなマイナス要因となると私は懸念をいたしますが、この将来の負担増につきまして、市長はどのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

あわせて5点ほどお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員の総括的なご質疑にお答えいたします。

まず1点目の経常収支比率、具体的には担当部長よりご説明申し上げますけれども、この財政の硬直化がわかるわけですが、この経常収支比率によって。その解消、改善を図るためには当然歳入においては市税と一般財源、これをしっかりと確保していかなければいけません。それに努力を重ねていくとともに、歳出では経常経費の節減及び効率的な運用、これに努めることが重要であると、このように常々認識をいたしておりますし、引き続き財政健全化、これにはしっかりと努力をしていかなければいけないと、このように思っております。

それから、地方債の現在高につきましては、担当よりお答えいたします。

平成23年度以降の財政見通しというふうなことでございますけれども、赤字解消計画、一応平成23年度決算ということで赤字を解消する目標を立てて、今順調に推移をしているところであります。その後どうするのかというふうなことでございますけれども、まだまだ決してもう手綱を緩める状況ではございません。中村議員もご承知のとおり、3つの診療所の不良債務、50億円になんなんとする不良債務がございます。それから、さまざまな部分で維持管理、補修もしていかなければいけな

い施設がございます。そういうふうなところをしっかりと見きわめながら進めていかなければいけないということで、中長期的な視点で計画を策定していかなければいけないというのは、中村議員、ただいまご意見のとおり、このように私も共通の認識を持っております。

そこで、今年度の決算、平成22年度の決算及び来年度予算における国の動向、こういうふうなのをしっかりと見据えながら、平成23年度には赤字解消計画、完全に終わった段階で中長期的な財政計画、これを作成する予定でありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

決算資料の工夫、改良、これについても中村議員お話しのように、よりわかりやすい形の中で、例えばグラフ、それからポンチ絵なんか、そういうふうなものを大いに使いまして、住民の方々、市民の方々がよりわかりやすいような創意工夫を凝らして取り組んで公表するとともに、お知らせを随時、適宜財政状況等は市民の皆様方にお伝えをしていきたいと。そうすることによって、自らの財布、状況、これがわかるわけですので、そういうふうな共通の認識を持ってもらうためにも財政公表、法に決められた財政公表はしっかりと当然なされるものでありますけれども、それ以外に適宜下北医療センターとか下北地域広域行政事務組合、そういうふうなものをさまざまな形の中でこれまでも市政だよりで取り組んでまいりましたけれども、よりわかりやすい形の中で創意工夫を重ねて取り組んでいきたいと、このように思います。

答弁をしない部分につきましては、担当部長よりお答えいたします。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、市長の答弁に補足してご説明申し上げたいと思います。

まず、経常収支比率の改善ということについて

でございますけれども、財政の弾力性を示します指標として広く知られておるところでございます。この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に地方税、普通交付税等のいわゆる経常的一般財源がどの程度充当されているのかということとをあらわす比率でありまして、80%を超えますと財政の弾力性に欠けるということが言われてございます。

当市の平成21年度の決算における経常収支比率でございますけれども、98.6%となつてございまして、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費や下北地域広域行政事務組合あるいは下北医療センターへの負担金等に係る一般財源の充当割合が高く、経常収支比率を押し上げる要因となっております。

市町村の合併は、財政の効率化を推進するための大きな要素でありまして、合併により退職者の一部不補充等件費の抑制や内部経費の節減その他効果は徐々にあらわれてきておりますが、県内で一番広い行政区域を有する都市におきましては、そのスピードも他の合併市町村に比べやや鈍いものかなというふうに考えてございます。

次に、地方債の現在高ということについてでございます。決算統計ベースでのお答えとさせていただきますことをお許しいただきたいと思いません。

平成20年度末における地方債の現在高は、329億4,461万4,000円となつておりまして、平成21年度中における起債の償還額32億5,580万7,000円に対し、起債の借入額が54億9,354万5,000円と起債の償還額を上回りましたことから、平成21年度末における地方債の現在高は351億8,235万2,000円となり、22億3,773万8,000円の増額となっております。

主な要因といたしましては、用地造成事業会計の廃止に伴う第三セクター等改革推進債の借り入

れが13億6,790万円、普通交付税の財源となつており、また本庁舎移転事業や第一川内小学校、第三田名部小学校等の大規模事業が集中したことによるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、国の税収の落ち込みにより、平成22年度におきましても約15億8,700万円の借り入れを予定しているところでありまして、普通建設事業に係る起債残高が減少する一方で、その通常収支の不足を補う臨時財政対策債の起債残高が増加する傾向にありますことから、総体的にはここ数年は若干の増額傾向になるものと考えております。

臨時財政対策債の元利償還金に当たりましては、全額普通交付税で算入されるということになっておりますことから、将来的には財政負担は少なくなります。今後とも計画的な活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 中村正志議員のお尋ねは、第4款衛生費、第2項清掃費のうち第2目のじん芥処理費について2点ほど承りました。じん芥処理費の8億6,700万円の内訳と将来の負担増について、負担金の増減についてというようなお尋ねと承りました。

まず1点目の8億6,700万円の内訳についてのお尋ねにお答えいたします。じん芥処理費の内訳であります。下北地域広域行政事務組合のじん芥処理費の総額をお示しして説明にかえさせていただきますことをご了承願います。

下北地域広域行政事務組合が事業者と契約しております廃棄物等処分委託料がおよそ11億4,595万2,000円となっております。また、下北地域広域行政事務組合の事務費の人件費等が2,275万6,000円で、構成する市町村のじん芥処理費の負担金の総額は11億6,870万8,000円になって

おります。このうち人口割と搬入割等による負担割合の73.85%を占める8億6,307万8,000円がむつ市の負担額となっております。また、その他の負担金として、このじん芥処理費負担金以外の部分でございますけれども、搬入量の割合で精算されますリサイクル協会再商品化委託料、これが34万8,955円、廃乾電池、廃蛍光管処理委託料が183万2,832円、処理困難物等処理委託料が224万4,743円を合わせました負担金が8億6,750万4,530円となっております。

次に、2点目の将来の負担等のお尋ねでございますが、じん芥処理費関係の総額の99.5%が下北地域広域行政事務組合と先ほど申し上げました事業所で契約いたします廃棄物処理委託料でございます。その内容は、人件費などの経常的な固定費とごみ量の変動に伴います必要量が異なる変動費で算出されております。

最近の社会情勢では物価変動による影響が大きく、委託料の推移でも電気料金とLPガス単価の変動が大きな増額の要因となっております。したがって、今後も社会情勢により物価変動が予想されることから、基準となる指標に基づいて算定される委託料に増減を生じる場合があるものと考えておりますし、その契約が負担金に反映されるものとなります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 経常収支比率の改善、地方債現在高、あと平成23年度以降の財政見通しにつきまして、一くくりで聞きますけれども、要は今市長、あるいは部長が答弁したとおりなのだろうとは思いますが、将来的にもまだまだ財政については厳しいということが十分理解できると思えます。しかしながら、市民の多くはといいましょうか、この平成23年度で赤字が解消されたとなりますと、もっと多くの公共サービスが受けられるの

ではないかと思っている人がかなりいると思うのです。そういう人たちにもきちんと市の財政を説明するという意味において、やはり中長期的な財政計画というのは、先ほどの話ですと、平成23年度が終わった時点ということでお話をされておりましたが、そうではなくて、もっと早い時期に示すべきものだとは私は考えます。平成23年度ではなくて、もっと早い時期に示すことができないものかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

あと、決算資料の工夫改良につきましては、確かに私どもに示されております主要施策の実績報告書の中身を見てみますと、一番最初に出されたときと比べますと、中身は充実してきていると感じております。ただ、これをもうちょっとわかりやすくしてほしいというのが私の考えでございます。特に財源の部分を反映したような報告書をぜひともつくっていただきたいというのがあります。

やっぱり財源をわかりやすく示すというのは、いろんな効果があると思うのです。例えば電源立地地域対策交付金がありますけれども、そのような交付金がどういう事業にどういうふうにも有効に使われているのかということが示されることによりまして、事業に対する理解や、そういうのも深まっていくのではないかとこのように思っていますので、さらなる改良、工夫というものを続けていってほしいというふうに、これは要望にしておきたいと思えます。

じん芥処理費につきまして、今お話を聞きました。処分委託料ということで、大ざっぱに分けますと、恐らくその処理費と修繕費というふうな分け方になると思うのですが、今のお話でありますと、その処理費のほうもまだまだ原材料の高騰によってどうなるかわからない、修繕費のほうも伸びる可能性があるというふうなお話でございました。

この処分委託料につきまして、私たちに示され

た資料、あるいは個人的に調べた調査によりますと、その中の修繕費につきましては、構成市町村の平成21年度までの負担額の総額が大体約25億5,000万円くらいになっております。中でもここ5年間くらいは、その修繕費に関しましては約4億2,000万円ずつ負担をしております。このじん芥処理のほう、契約のほうが平成35年の3月まででございますので、今後も毎年同様の修繕費を負担することになるとしますと、あと大体約58億8,000万円くらいかかるという単純な計算になります。そうしますと、合計で大体84億円の負担、修繕費だけで84億円の負担というふうなことになります。これらは、当初の建設費よりもはるかに多くなる計算でございます。

この事業であります、炉の選定を含めまして、建設経費、運営経費のトータル的な負担が最も軽減されると見込まれる公設民営方式を平成12年の2月に構成市町村長会議で決定をされております。しかしながら、今お話ししたとおり、その前提条件というのがまさに壊れてしまっているのではないかなというふうに感じております。

加えまして、この事業のためのSPC、スペシャル・パーパス・カンパニーでありますアックス・グリーン・サービスも、話によりますと多額の負債を抱えている。これだけを見ましても、ちょっと現時点としては異常な状態ではないかというふうに考えております。このままにはしておけないと思いますので、市長、この点についてどう考えますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、1点目のお尋ねでございました平成23年度に赤字解消計画が達成される予定でございます。ですので、平成23年度末ではなくて、平成23年度中に当然赤字が解消されるというふうな見通しのもとで中長期的な財政計画をお示しできるものと、このように思っております。

す。

2点目のじん芥処理費の部分、さまざま内部かなり詳細にわたりましてのお話でございます。また、それは下行の問題もございまして、基本的な考え方を示させていただき、お許しをいただきたいと、このように思います。

まず、あの炉の部分については、非常にコストも高いし、そしてまた修繕費もかさんできていると、トータルで今84億円とかというふうな、今後そういうふうな中村議員自らの試算によりますそういう形のものもお示しになったわけでございます。当初あれは73億5,000万円だったでしょうか、2つの炉で、2系列の炉で、それを超えてしまうのではないかと、そういうふうな状況、非常に私どもも今懸念をしているところであります。

そしてまた、SPCの部分、この部分でも多額の債務を負っているというふうなところも承知しております。できるだけこの部分、地元の企業でもありますし、それからまたコストのかからないような方法、そして修繕の及ばないようなローコストオペレーションをいかにしてやれるのかというふうなことに、今後市といたしましても、十分監視機能を高め、そしてまた下北地域広域行政事務組合のほうでもその部分で監視をし、注視をし、そして指導していきたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） じん芥処理費につきましては、今市長が話しされましたとおり、直接的には下行の問題ですので、これ以上深くはお聞きはいたしません、やはりもう早急に手を打つべき時期に来ていると思います。なので、市長を初め構成市町村長、そしてアックス・グリーン・サービス、またそれを支援する企業も含めまして、本当に早い時期に一つのテーブルに着きまして、今

後のことについて協議して、新しい方向性をぜひとも出していただきたい、このように思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

次は、議案第56号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてお伺いします。

まず、国保については市民の4割が加入しているということであります。それと、税金につきましても平成20年度、そして今年度と、直近では2回にわたって税率改正があるということで、市民の負担感が非常に大きいという、そういう認識のもとにお尋ねいたします。

国では、国民健康保険税の収納率が悪いとペナルティーを科すようになっておるのですが、平成21年度の国民健康保険税の収納率に対して国からの調整交付金は幾らの減額率を適用され、具体的な金額は幾らだったのかお教え願います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 浅利議員の国民健康保険税に係る国からの調整交付金の減額率で具体的な金額は幾らかというお尋ねについてお答えいたします。

普通調整交付金については、前年度の一般被保

険者の現年度分の収納率に基づき、当該年の減額率が定められるとなっております。すなわち、平成21年度の減額率については平成20年度の現年度分の収納率が対象になります。その平成20年度の現年度分の一般被保険者の収納率は86.9%でございました。したがって、平成21年度、これが率にして7%、金額にして医療分、後期分、介護分と合わせまして、合計で4,077万5,000円が減額されております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） この減額された4,000万何がかの調整交付金は、国保財政のどのような部分にはね返って影響を与えているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 減額された調整交付金が国保財政のどの部分にはね返っているか、また影響を与えているかとお尋ねについてでありますけれども、まず歳入面では先ほど言いましたとおり、国庫支出金の部分でございますけれども、これが歳出に与える影響としましては、一般被保険者に係る分として、医療分につきましては保険給付費、後期高齢者分としては後期高齢者支援金、介護分としては介護納付金等の支払いに対して、その金額がはね返ってくるというふうに思っております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） まず、景気の低迷は長期化が予想されます。当然必然的に収納率も低下を免れない状況にあると思います。それで、今後後期高齢者医療制度の見直しがあると思うのですが、それによって国保会計に係る医療費の増大も予想されます。そういうことからして、国保会計赤字解消計画、5年間ということで、先般そういうご説明があったように思いますけれども、この先行きの見通しはどうでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほど収納率のお話が出ましたけれども、まず合併以来ですけれども、平成17年度以降全体で申しますと、一般被保険者の現年度分につきましては、若干でございますけれども、率にしては向上しているというふうな状況でございます。平成20年、平成21年を比較いたしましても、0.何ポイントでございますけれども、向上しているというふうな状況でございます。

また、2点目の後期高齢者等の制度が変わる、またはなくなるというふうなところで、この国保に与える影響はどのようなものかというふうなところでございますけれども、現在国のほうでは市町村国保の広域化や高齢者医療制度の見直しなどがさまざま情報としては入ってきてございますけれども、まだこれらの状況については不確定要素が非常に多いというような状況でございますので、このために平成22年度からに向けての5年間の赤字解消計画を策定したばかりでございますので、これらの国保を取り巻く情報を十分把握しながら、これからそのものについて取り込みながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（村中徹也） これでは浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

次は、議案第57号 平成21年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

次は、議案第58号 平成21年度むつ市後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

次は、議案第59号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 議案第59号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑をさせていただきます。

この平成21年度の決算を受けまして、これまでの下水道事業の整備状況と今後の下水道事業の整備についてはどうなっていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

今までの整備状況であります。脇野沢地区公共下水道につきましては、計画面積30ヘクタールを平成18年度で完了しており、九艘泊と寄浪、蛸田地区の集落排水事業も平成18年度で完了してございます。川内地区におきましては、計画面積の136ヘクタールのうち123.9ヘクタール、大畑地区は計画面積の346ヘクタールのうち98.7ヘクタールで、むつ地区は計画面積の1,744ヘクタールのうち96.4ヘクタールを整備しており、4地区合わせた市全体での計画面積2,264ヘクタールに対する整備済みは357ヘクタールで、整備率は15.8%となっております。

今後の整備につきましては、脇野沢地区を既に

終了しております。また、川内地区は今年度で整備を終了することとなります。残るむつ地区並びに大畑地区につきましては、現在事業認可をいただいて整備しております区域を市の財政状況を見きわめながら、速度はやや減速するものの、引き続き事業認可計画区域でありますむつ地区の下北町や緑町地区など平成29年度まで、大畑地区につきましては、松ノ木、上野、庚申堂、筒万坂や水木沢地区等を平成25年度までに整備を終えるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、県では平成22年度から平成23年度までの2カ年をかけまして、下水道整備の基本となります青森県汚水処理施設整備構想の見直しを行うこととしておりまして、去る8月31日に作成マニュアルを示しながら、市町村に対する事業スケジュール等の説明会を開催してございます。

今後県の見直しに基づきまして、市の区域の見直し作業が出てまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 先日新聞報道ではあったのですが、平成21年度末の汚水処理施設、これは下水道だけではなく、農業集落排水とか合併浄化槽も含まれるそうでありますが、この汚水処理施設の普及状況が発表されておりました。それによりますと、むつ市は28.7%で、県内10市の中では断トツの低さでございました。また、県内の町村の平均の半分しかございませんでした。

この都市機能のバロメーターの一つでもあります下水道の普及率がこのように低いというのは、やはりどうなのかなと私は感じます。確かに多額の事業費を必要とします下水道事業ではありますが、今の部長の答弁にもありましたとおり、着実に進めるべき事業だと私は思います。市長、この普及率の数字の低さも含めまして、今後の下水道事業をどうしていくべきだと考えておりますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど部長からも非常に微妙な言い回しの中で答弁がありました。減速しつつもしっかりと整備をしていかなければいけないだろうと。今全国的に、また県内でも財政状況非常に苦しいところ、これは何かというと、やはりこういうふうな下水道事業、この部分が非常に大きな負担になってきたわけでございますので、この部分においては、合併浄化槽、それらの部分もあわせながら、総合的な判断で減速しつつ整備をしていかなければいけないだろうと、こういうふうな取り組み方をしていかなければいけないと、このように思います。

急いで進めてしまいますと、非常に財政的な負担が大きなことになってくると。これは、他の市町村、拝見させていただいて、そういうふうに感じているところでもありますので、これでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

次は、議案第60号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

次は、議案第61号 平成21年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

次は、議案第62号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

次は、議案第63号 平成21年度むつ市用地造成事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

次は、議案第64号 平成21年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

以上で平成21年度むつ市各会計決算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号から議案第64号までの平成21年度むつ市各会計決算については、議会選出の監査委員

員を除く議員29名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第64号までの平成21年度むつ市各会計決算については、議会選出の監査委員を除く議員29名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に半田義秋議員、副委員長に目時睦男議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇報告第16号

○議長(村中徹也) 次は、日程第22 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成22年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。25番中村正志議員。

○25番（中村正志） 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて質疑をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分ということでありますが、補欠選挙のための予算執行については、何ら異論はないところでございますが、このたびの報告第16号も含めまして、地方自治法第179条の関係の専決処分について質疑させていただきたいと思います。

市長もご存じのとおり、平成18年5月の地方自治法の改正によりまして、第179条の関係では専決処分につきまして、「議会を招集する暇がないと認めるとき」とあるのを「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」というふうに変更されております。緊急性の要件がより明確にされた変更でございます。平成18年当時は、市長は議長職にありまして、現在は市長職にあります。両方の立場を経験されておりますが、平成18年5月以降の専決処分に関しまして、この緊急性の要件が考慮されていたかという、私は少し疑問に思っております。

そこで、これまでの緊急性の要件につきまして、何を基準に判断をしてきたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） ただいまの中村議員のお尋ねにお答えをいたします。

専決処分のあり方に係るお尋ねでございますが、今るる議員おっしゃられましたとおり、専決処分することができる場合につきましては、地方自治法第179条第1項の規定において、4つの場

合ということで特定してございます。1つには、在任議員数が議員定数の半数に満たないため議会が成立しないとき、規定定数の議員の出席等がなく会議を開くことができないとき、今ご指摘の特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであるとき、そして議会が議決すべき事件を議決しないときと、この4つの場合、これはいわゆる法定的な専決処分と言われてございますが、また同法の第180条第1項の規定する軽易な事項で議会の議決により特に指定したものの場合、これが任意的委任専決処分と申されてございますが、いわゆる議会の委任による専決処分でございます。この5つのケースを限定してございます。

平成18年の同法の一部改正においては、専決処分の大半の理由でありました地方自治体の長において議会を招集するいとまがないと認めるときにつきまして、要件のあいまいさや拡大解釈の危険性が指摘され、専決処分の本来的意義が議会の権限に属する事項を地方公共団体の長がやむを得ない場合にかわって行う制度であることから、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱しないよう要件を見直し、制度本来の趣旨に即した要件の明確化を図るべきであるとの観点から、専決処分が可能となる場合を緊急性を要する場合に限定して明文化し、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と改めております。

この特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであるとは、議会を招集する際に、少なくともすべての議員が開会日までに参集できる時間的余裕を置いて招集することができない場合のことであるとされているところでございます。これらの趣旨を踏まえまして、市といたしましても、発生した今後の事案につきまして、次回の定例会の予定期日、臨時会の招集

日等を勘案いたしまして、専決処分するかどうかの判断をして運用しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 今後の専決処分につきましての方針についてもただいまお答えをしていただきましたので、それ以上は深くはお聞きはしませんが、やはりできるだけ第179条関係の専決処分というのは私は少ないほうがいいと思いますので、緊急性の要件ということをきちんと図っていただいて、今後やっていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第16号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月7日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月8日及び9日は決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明9月7日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月8日及び9日は決算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、9月10日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時24分 散会